

第四十三回国 参議院商工委員会會議録第三十五号

(四六八)

昭和三十八年六月二十六日(水曜日)

午前十時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間 文三君  
理事 川上 為治君  
岸田 幸雄君  
近藤 信一君  
向井 長年君

委員 上原 正吉君  
剣木 亨弘君  
古池 信三君  
豊田 雅孝君  
武藤 常介君  
松澤 兼人君  
二宮 文造君  
奥 むめお君

政府委員

通商産業 上林 忠次君  
政務次官 渡邊彌榮司君  
通商産業大 臣官房長 榎 誠明君  
中小企業 庁長官 加藤 悌次君  
振興部長 影山 衛司君  
中小企業 指導部長 小田橋貞寿君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君  
参考人 東京工業大 磯部 喜一君  
学名譽教授 日本生活協同組 十二村吉辰君  
合連合会副会長

全日本小売商 連合会会長 高橋 貞治君  
主婦連合 会副会長 春野 鶴子君

全国一般労働組 合東京地方本部 小沼良太郎君  
副執行委員長 村岡 兼吉君

秋田県商工会 連合会会長 山田 藤太郎君  
石川県中小企業 団体中央会会長 湯山 要君

八幡第一機械協 同組合理事長 湯山 要君

本日 の 会 議 に 付 し た 案 件  
○中小企業基本法案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業指導法案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(赤間文三君) たいいから 商工委員会を開会いたします。  
中小企業基本法案(閣法第六十五号)、中小企業指導法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案及び下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、以上五法案を一括して議題といたします。  
本日は、午前中は御三人の参考人の方に御出席を願っております。これから

ら順次御意見を伺いたいと思っておりますが、その前に一言御礼を兼ねまして、ごあいさつを申し上げます。  
本日は、御多忙中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまして、まことに参考人の方にはありがたうございます。委員一同にかわりまして厚く御礼を申し上げます。  
参考人の方々は大体各自二十分以内で御意見を述べ願ひまして、御三人の御発言が終わりまして、御委員の方から御質疑がありました場合は、それではまず、磯部参考人をお願いを申し上げます。

○参考人(磯部喜一君) 私、基本法についての一般的な問題を中心として私の所感を申し述べたいと思ひます。  
この基本法の制定されたい必要につまきまして、前文において、大體私同感するところを、述べてあります。このねらい、前文に書いてあります。この法律によってどういふような政策をやっていくか、その政策の目標については第一条に書いてあります。一読いたしましたら、ごもっともなように思ひます。非常にものをよく知っておる学生が書いた答案で、しかも、この悪い答案のような感じを、私、実はこの第一条について感じたのであります。いろいろ考えていけば、この一条というのは、はい、問題になるんじゃないか

と思ひますが、ただこの一条を即読いたしまして、私感じておる点でございまして、目標の立て方に――目標を立てますときの基礎になるものをどういふようにしておるの、であろうかということがあります。どうも中小企業というものを一本で考えていらつしやるように思ひます。ここに、あまり初歩的なことを申し上げるのには失礼でありますけれども、私たちが従来の研究からとりまけて申し上げると、中小企業は多種多様なものではないということでありまして、したがって、中小企業を一本として政策の目標に掲げることにかなり私は問題があるんじゃないかならうかと思ひます。

その一つの証拠がやはりこの基本法の中に編み込まれておりまして、たとえば何条ですか、二十三条だと思ひます。二十三条に小規模企業とありますが、別に取扱いされておる。小規模企業というものは中小企業の中でやはり一つの別ワケのような取扱いであるというところは、やはり事実においては中小企業というものが一本に取扱いすることがむづかしい場合が多々あるということが規定されておるから、こういう扱いがされておるのだらうと思ひますが、そうすると、この第一条の場合においても、そういう考え方がやはりほの見えなけれ

ば、私はおかしいんじゃないかならうかと、私を感じておるのであります。そうすると、この中小企業をどういふように分類すればいいの、ということになりますと、まず、この法案では資本金の額とそれから常時雇用する従業員数というものを中心に分ける考え方が一応あるのであります。中小企業を分けるときには、この分け方だけではやはり分けることができないのであります。たとえば、零細企業という考え方、小規模企業という考え方は、単に従業員が少なくて、あるいは少なくて使っておるところの資金量が少なくて、そういう点についての何とない、すか、心くばりというものが、この第一条において私は少くも十分であったのじゃないかならうか、こういうふうに考えております。

そうすると、中小企業をどういふように分けたいのであろうかというところになりますと、これはそれを扱いますところの立場によっていろいろと分けることができるのであります。まず、この法案で考えなければならぬ一つの分け方は、大企業との関連における中小企業と、大企業と関連のない中小企業、こういう分け方が実は基本法の場合においては必要であるのじゃないかならうか、こういうふうに考えます。この二つを簡単に前者を中企業、後者を小零細企業というように略称すること、まずできるのじゃないかならうかと思ひます。こういう分け方をかりにとりまして、小零細企業というものを分けますところの基準としては、先ほど申し上げましたように、出資の額あるいは資本

になりまして、まず、この法案では資本金の額とそれから常時雇用する従業員数というものを中心に分ける考え方が一応あるのであります。中小企業を分けるときには、この分け方だけではやはり分けることができないのであります。たとえば、零細企業という考え方、小規模企業という考え方は、単に従業員が少なくて、あるいは少なくて使っておるところの資金量が少なくて、そういう点についての何とない、すか、心くばりというものが、この第一条において私は少くも十分であったのじゃないかならうか、こういうふうに考えております。

金の額と、それと一方で常時従業員数、この二つのファクターだけでは、実はその内容はきめかねるものであります。そうすると、どういふ要素をここに入れてくればいいのだろうかというところになってくるのであります。私は簡単に申し上げることはできませんのであります。私自身は、ドイツで約九十年ほど前からとっておりますハンドグエルクの考え方、ハンドグエルク・オルドヌングというものがござりますが、ここで盛られておるような考え方が、こにも取り入れられるならば、この小零細企業の内容といえますか、ワクといふものが非常に感じを私に持っております。小零細企業といふことを少しく申し上げてきた関係上、ついでにさらにその問題を掘り下げて参ります。どうもこの基本法においては、小零細企業対策が少しく貧困でありはしないか。二十三条だけではたしていろいろの施策が可能であるかどうかというところについて私は若干の疑問を抱かざるを得ないのであります。もちろん建前上においては第三条の第一項を原則といたしましてその各論めいたものが九条ないし十三条あるいは十七条ないし二十三条、二十四条、二十五条に列挙されておりますが、これを小零細企業に具体化しようとするときかなり不可能な面、むずかしいというよりは不可能である面が相当にござります。またこれだけでは実は小零細企業対策というものは具体化し得ない分野も相当あるということを私は感ずるのであります。したがって、何となく何かくつを隔ててかゆきをかきという

ような感じを私は感じて参りました。その次に感じますことは、第二条に規定がござりますが、この法律で中小企業者の範囲をどういふようにきめるといふ点でござります。先ほど来申し上げておりますように、資本金の額並びに常時雇用する従業員の数で一応そのワクをきめておるのであります。が、まずこの二つのファクターでそのワクをきめるという行き方というものは、現行の場合といえますか、現在の問題として考えますときには、まず妥当な行き方ではなからうか。いろいろ反対意見をお持ちの方もいらしゃることとは私重々存じ上げておりますが、われわれの立場からいいますと、まずこの二つで種々ななからうかと思ふのであります。ただ問題は千円といふものが妥当であるかどうかといふことであります。これについては私別個の意見がないわけではございませんが、すでにこの法律をもととしてたしか近代化法もできておりますし、それから中小企業投資育成株式会社法で、あれもたしか通つておるのにならうか。その他いろいろの法律が準備されておりますが、すべてがこれを前提としておりますので、現在のところは、この程度で一応やってみなければならぬものであらうか、こういうふうに思ふのであります。ただ一つ、何と申しますか、私の希望といえますか、感じを申し上げますと、もう少しくきめのこまかい規定があつてもよかつたのじやなからうかという点であります。たとえばアメリカのモデル・ビジネス・アクトでいろいろのあちらでいう小企業のデフィニションをやっておりますが、非常にこまかく分けて

おりますが、まああそこまでこまかくなくてももう少しきめこまかくやる必要が現実にはあるのだといふことだけ申し上げておきたいと思ひます。それからいよいよこの第三条に規定されてあります施策を具体化するためには、先ほど申し上げましたようにいろいろの条文が各論的に網羅されております。実際にはこれらの条文が個々の法律その他となって具体化していくことだらうと思ふのであります。やはりその具体化をしますときには、先ほど申し上げましたように中小企業が一本でないといふことを前提としてやはりこの具体化に努めていただきたい、こういうふうに感じております。たとえば、先ほど申し上げましたと申し上げました中小企業投資育成株式会社法、これはおそろくもう通過したのじやないかと思ふのですが、これなんかは中小企業のトップ・クラスだけに適用可能なものであつて、まずこの法律による恩恵をこうむる中小企業といふものは何十パーセントの一に当たるかどうかかわからないの少ないもの、もちろんそれが決して無用といふわけではありませんが、これだけでは中小企業の問題は片づかないといふことで、やはり中小企業のいろいろの層に對するきめこまかな具体案、具体化といふことがやはり要請されてくると思ひます。

それから最後にひとつ、この法律の実施に關連して、私、従来感じておる点を申し上げてみたいと思ふのであります。三条の一項ないし九条以下のこの条文の具体化といふものは、私が申し上げるまでもなく、そう簡単なことではないと思ひます。したがって、さらにまた具体的な法律ができてしましても、その効果を上げることはさらに一そうむずかしい問題がひそんでおるわけでありまして、やはりこれの具体化並びに施行にあつては、幾らしても十分といふことは言ひかねるくらいに準備と努力を払つて、やはり意味のある、効果の上がるような具体化といふことに努めていただきたいといふのが私の念願であります。そのためには、この法律の二十六条に一つ出ておるのであります、中小企業行政に關する組織の整備などという項目が一つあります。その中に行政組織の整備といふことがうたつてあるのであります。これがどういふ意味を持っておりますのかは私存じませんが、私なりにこれを解釈して申し上げておきたいと思ふのであります。

私、従来痛感しておることが若干あるものであります。その一つは、やはり中小企業省といふものを作る必要があるといふことでありまして、今日だんだん行政機構といふものが複雑になってきて非常に省の数が増える。原則論的にいへば私はあまり感心したことはないと思ふのであります。しかし、この中小企業省についてはやむを得ないのであるからかといふ感じが持つております。その理由の一つは何であるかといふことです。やはり中小企業行政に關係しては、やはり中小企業行政の發言力を強化する必要がある。いかにいろいろのりっぱな施策の案がありましても、こういう官庁機構では發言力の強い人がおつたらぬことには通らない。やはり中小企業庁長官では大臣とは對抗することはできないのでありますから、やはりそういう意味合

いにおいて閣議で對等の發言をし得るポスト、これは結局大臣以外にない。そういう意味において中小企業省といふものが必要になるのだといふことが一点であります。

もう一つ、第二点があるのであります。現在の企業庁といふものは通産省の外局になっておまして、御承知のとおりであります。したがって、通産省のお役人があちらのほうに転動されていく。そしてまた時期がくれば本省——通産省のほうへ戻つていらつしやるのであります。われわれ平常接しております感じますことは、若い方々が、非常に優秀な方々が回つていらつしやるというところは事実であります。いろいろ話をいたしまして、私、一生懸命やつておられることはよくわかるのであります。したがって、あとで数年苦勞をされて本省に戻られた際には、本省での仕事をなさいますときに、やはり中小企業庁における経験が相当生かされておるのだらうといふふうに一応は思ふのであります。その後そういう方々の動きを見ておると実は逆であります。これは少し言い過ぎかも知れませんが、私自身の感想であります。ですから許していただきたいと思ふのであります。まあ中小企業の問題は卒業だといふのですか、それよりはすつかり忘れてしまつて、新しいポストにおける仕事をなさつていらつしやる事例が少なくないように私は見受けるのです。非常にそこに問題がある。そうしてまた、これはうわさ話であります。うそであるか、ほんとであるかは知りませんが、中小企業庁にいくことは鳥流しであるといふうわさがある。あちらへの出向を命じられ

ると、だれだれは島流しにあったというようなことを、お互いの仲間同士で言われる場合もあるというわけであります。これはやはり出先機関であるという観念がある。もしこれが省になりますと、中小企業省の役人というのは、終始一貫中小企業者に勤務されることになって、通産省というものは別の役所になってくる。ちょうど労働省の役人が、非常に真剣に労働行政に終始しておられる。ちょうど同じことがこの場合においても言えるのじゃないだろうか。この若い官吏の方々の心がまえをしつかりさせるためにも、私は省の必要というものを感じているのであります。これは前に、何と申しましたか、何とかいう大臣と座談会をしましたときに、そういうことを申し上げたことがあるのでありますが、私多年感じていた点でありますので、この二十六条の活用の意味において、中小企業省の設置といえますか、その問題をここで考えていただく必要があるのではなからうかと思っております。

それからもう一点がございます。それは関係官庁との連絡を密にしたい、だいたいということでありまして、私、数年来労働省のいろいろの審議会あるいは調査会のメンバーとしていろいろ仕事をさせられてきているのであります。現在、特に中小企業に密接な関係のある問題が多い、そのための委員会、調査会のありますときに、中小企業庁の関係の方がほとんど見えていないという事実であります。私、労働省の役人に聞いたことがある。連絡しないのか。いや、してあるのだけれども、たまにしかお見えにならないというわけです。まあそれぞれの本務でお忙し

いから、そういうことになるのだろうと思うのでありますが、これはちょっとセクショナリズムの現われが過ぎるのじゃないだろうか。労働省は労働省、中小企業庁は中小企業庁という考え方がやはり強いから、そういうことにならざるのじゃないだろうか。中小企業の問題の解決というものは、中小企業庁だけでは済むものではない。現在の段階においては、やはり大蔵省とか、あるいは労働省とは特に密接な関係がある。お互いにいろいろな仕事をされる場合には協調し、連絡を密にされるということが必要だと思っております。そういう点で、私は特にこういう方面での施策その他については共同作業をされるようなことを考えていただく必要がある。現に労働省の審議会あたりに出てこられる。たまに出てこられても、私が存じ上げている部長クラスの人とはほとんど出てこない。課長もほとんど出てこない。かりに来ているとすれば、あまりなじみのない、それ以下の人がいるのじゃないだろうかと思っております。あります、そういう人が出てきて、はたして庁へ持って帰ってどの程度の報告をされているか、常に疑問に思っている点でありますので、この二十六条の活用をするときに、やはりそういう点を考慮していただきたい、こういうふうにも思うわけでありまして、ちょうど持ち時間が一ぱいになりましてので、私の意見はこの程度で終わることにいたします。

○委員長(赤間文三君) 磯部参考人、まことにありがとうございます。

○委員長(赤間文三君) 次に、十二村参考人にお願いたします。

○参考人(十二村吉辰君) 御紹介いただきました十二村です。私は、協同組合の立場から、長年中小企業者のほうのいろいろの矛盾点の一部を、十二分に体感している事情から、この基本法の一般的な問題について意見を申し述べたいと思っております。

まず基本的には、この基本法が中小企業の保護政策として立案されたにもかかわらず、第一章第一条の中において、二つの問題が非常にわれわれの重大関心事として規定されておりますが、これは企業間の格差を調整する、是正するというのですか、あるいは社会的経済的制約の不利を補正する、この二本が柱になっているように思われます。これがほんとうに基本法としてあるいは憲法にもひとしいこの法案としての性格を持つていられるのかどうか、非常にわれわれとして疑問に思っているものです。今や、日本の産業構造の実態がきわめて高度の発展段階に達しまして、しかも、生産と金融の系列化が、流通部門の独占にも密接に結びついてきている現状において、企業というそういう概念の中に、一切がございさういふ商業面までこれをとにかくコントロールするとか。もし、できるとするならば、少なくとも、母法にふさわしい、もっともにかく根本的な問題がこの第一条に明らか規定されることを、われわれは望みたい。そういう点からいって、この母法に導かれて、そして、関連法として制定されるものは、この母法の本能的な劣弱性に関連する法案を決定的に左右する面からいって、この法案がほんとうに早天の慈雨のように、長い間、中小企業の皆さんが御期待さ

れる憲法に値する基本法としての性格を持つていないのじゃないかという点から、原案に対しては私は反対。ただし、この原案に相当の修正、付加が加えられるならば、百歩譲って私は賛成したいと思つて、かつて、農業協同組合法が真に農民の再生産を保障し、農家の経済の健全な発展を期待して、そして立案された農協法が、最後に国会を通過するときは、真に、真に、農民の基本法にひとしい農協法が、あつてもなくてもいいような、そういう批判すら起きたはずで、現在この農協法が、農民に対してどれだけ利益をもたらしているのか。これは、今や大きな農業経済の主要問題として、論議されておられます。そういう点から、ないよりはあつたほうがいいんだというお考えは、確かに私は一応の理論ではあつても、真に現在のような、日本の特質的高度経済成長政策のこの無定見な結果からしむ寄せられた一つの被害者です。加害者の立場にあつたそういう高い大企業重点主義のとにかく産業政策、税制、金融、財政政策の結果、何やらこれに対する予防措置を講ぜず、今や瀕死の重態に陥つた中小企業を目前に控えて、あるいは来たるべき総選挙に對して、総選挙の事前になると、あつてもなくてもいいんじゃないかというやうな法案がしばしば多くの法案として制定された過去の実績からいって、私はこの法案をもっと慎重に御検討願つて、同時にこの法案で、もう少し、とにかく中小企業が望んでおられる税制、金融の門戸を開放される。あるいはとにかく流通面のこのポイントを受けている中小企業に対する

そういう一つの秩序を整然と確立してあげるというやうな前提が、もしこの法案の中に織り込まれるならば、私は最前申し上げたとおり、賛成したいと思つて、そういう点では、社会党さんと民社党さんが、すでに何年か前から、基本法の生みの親と言われるくらいにわれわれは仄聞しております。こういう点からいって、まだ衆議院段階において、法案が通過してない現状からいって、参議院の良識に私は期待します。十二分に修正、付加の点でお取り上げをお願いしたいと思います。

次に、この法案の基本的な問題点として、数点、私は申し上げたいと思つて、第一に、現在の日本の生産段階の一つのグループと、消費段階のグループ、これが面然と、これが規定されておられませんか、たとえば前々国会において通過した制販法は、これは大企業の耐久消費財の一手市場の独占のとにかく法案です。ストリップミルの機械一台で百万トンの生産力を持つておられるわけ。これを日本は五台、とにかく外資を導入して入れたわけ。そうすると、現在ですら薄鉄板の需要が二百万トン前後でありまして、それに対してフルに操業すれば五百万トンの生産が可能なんです。このような過剰の財政投融資をして、これはもう自己資金によつてこのやうな設備が拡張されたならば、こういふやうな過剰設備をして、その結果、生産と需要の経済原則の均衡が破れた結果、大企業においては耐久消費財の一手販売を計画しまして、そうして、合法的になされるはずで、この

ことは大企業が系列化の中におさめられている工場、鉱山、事業場を全部結集しまして、そうして低額所得者には相当の長期間をもってこれをとにかく消費を確保させてある。こういう点からいっても、そういうとにかく割賦販売のできるようなそういう企業は、一定の資本金、一定の売り上げ金、通産大臣の一方的な認可によって決定されてしまふ。これに具体的な明示がないから、もしも一定の資本金を十億円とし、一定の売上金を五十億円としたならば、はたしてそれがこのような販売機構の特権を得られるかは、これはもはや説明の要はないと思います。

こういう点からいって生産段階と消費段階というものをいかに区分するか、分類しなかつたならば、単に基本法をもってしては——とてい中小企業の生産されたその品物の需要の面で完全にポイントされておる面が、この基本法の中にはどこを見ても、流通面のそういう系列化の中において、中小企業が恩恵を受けるような、そういう門戸が開放されるような——そういう点からいって、どうしても今の経済憲法といわれる独占禁止法案を強化の方向に踏み切るか。あるいは経済力の乱用防止の何らかの法制化をもって、そうして中小企業がその系列化の中において除外されておる、そういう部門を、法律的にこれをとにかく解放するような措置を講じていただきたい。

次に、条文中の問題点について数点申し上げたいと思います。まず第一に十四条の問題でございますが、これは商業が経済政策によって救われるのだということが、物理的に日本の小売商業にはたして法益として効果をもたらさ

れるのかどうか。現在われわれの調査によりますれば、小売点が十二世帯に一軒の割合に許可されておる。この中にはもちろん閉店休業の、実質的には営業をしておらない方もありますが、そのような商業人口が日本の現状です。

第一次第二次産業の転落者が第三次の商業人口にだれのごとく転落していったような現状で、経済政策によって救えるということはいささかこの法案の本質的な一つのねらいといふものは、この点からも十二分に何うことか、私はできない。そういう点におきまして健全な社会政策の上に経済政策を立てていただきたい。たとえば、母子保護法によって何十萬かを救済する、あるいは貧困者救済法によって……。

そして適正な需要と供給のそういう市場を開拓していただくことによつて、企業、営業はひとしくなく、生業——生きるために余儀なく、戦争未亡人が必死になつて生きようとするために……また露店商の方もこの商業人口の中に入つておるのが現状です。そういう点の日本人的商業の実態を把握されるならば、社会政策の上に、経済政策を立案していただきたいと思ひます。

次に、十七条の問題でございますが、これはさいせんも申し上げたとおり、結局は生産段階の競争から市場競争時代にもう転落、転落ではなくて発展してきているのが現状だと思ひます。そういう点から、さいせん一例として申し上げた、片や割賦販売法案のような、そういう大企業の生産品だけが重点的に市場において消化されるような、そういう法律的な保護政策が講じられておるにもかかわらず、中小企業は、今や生産した品物をどこへはけ

ようか、こういう点で国外に自分たちの市場を開拓しようとするれば、特定産業振興法案とか、あるいは貿易法の一部改正といったようなことが、過去の国会において、しばしば問題になつたことをわれわれは漏れ聞いております。そういう点からいっても、すでに産業分野と、そして市場のこれを分離して、そしてこれを整理していただくなければ、力のあるもののみが、自己の生産品の市場が常に幅広く興行き深く、そしてこれが、開けておるが中小企業の業者の生産品は、現在日本の出荷総額の約五〇％を占めておるが、中小企業はこの点において市場進出をはばまれておる。片や大企業は、工場を休み、そして労働賃金を払わない操短に

よつてすらも、市場への進出、あるいは経済的利潤の蓄積がなされておる。今やフルに一家給動員で働いておるような弱小企業が、はたしてとにかくも店をしまつて、店を一時休業して、生きる道が講じられておるのかどうか、あまりにも日本の企業の内部実態のこの力の相違が歴然として、弱肉強食、もはや良識ある日本社会の法則ではなくて、野獣の法則にひとしいような、そういう経済力を持った企業だけが十二分な再生産を保障されるような、そういう問題点がこの十七条の中において、過度の競争を防止するとはいひながら、業者間の防止にとどめて、真の加害者の立場にある大企業に対して何らのコントロールの施策がない点について、十二分にこの点は御検討願ひたいと思ひます。

次に、十九条でございますが、この点の事業活動の機会を適正化するためコントロールだといつて、この条文

にも、この基本法が首尾一貫せず、まさに混乱法案と僕は申し上げたいくらいに極言したい。この中において、中小企業以外の業者を、とにかくも紛争が生じた場合は調整するといふことがうたつてありますが、事業を営むこの営利事業の紛争ならば当然でしようが、事業を行なう非営利団体まで、これを紛争の範囲の中に置いてコントロールする。このお考えは、適正価格の長期政策を打ち出された政府のお考えが那邊にあるのか、自分たちは非常に寂寥を感じざるを得ないわけであり

ます。物理的に非営利団体が行なう企業は、適正な物価政策に貢献していることは、先進国家であるイギリスが、年間小売り総額の約二〇％が生活協同組合のみでこの比重を占めている。さらに非営利団体を加算するならば、少なくとも三〇％以内の非営利団体のそういう行なう事業が物価政策に政治的な大きな効果をもたらすのだといふことを、政治的確信のもとに育成強化されておるにもかかわらず、事業を行なうものと、営むものと、これをはっきりと区分することもできないようなこの法案の内容は、まさに基本法の真の性格を失つておる一端の、氷山の一角ではないかと思ひます。こういう点からいって、ぜひともこの中において、非営利団体は、われわれは、根拠法に基づいて農業、漁業生活協同組合その他非営利団体が十二分に国家的存在の中において重要な役割を歴史的にも果たしつつある、また理念的にも認められたこの団体までも——中小企業を圧迫し、中小企業の危機をもたらしおる原因であるところの、高い立場で安楽な企業をなされておる大企業に対する

何らの制約事項がこの中に織り込まれておらない点に、われわれは非常にこの法案に反対の趣旨もこういう点にある。この基本法全体の中に、随所にこのような無定見な条文が織り込まれております。

次に、二十三条でございますが、これはさいせんも申し上げましたとおり、少なくともこれはわれわれは労働性企業と申し上げたい。本来ならば企業の責任者が、大企業であつたらば、高い生活の水準を維持されるだけのそういう待遇と条件をお持ちになつておりますが、この弱小企業の方は、労働基準法も無視して、自分も労働服を着、作業服を着て先頭に立つて働いておいでになる。これは明らかに労働性企業だと思ひます。こういう企業の恒久的な保護政策としては、この点は社会党の案の中に、農民あるいは労働者、いわゆる弱小企業の方が少なくとも一体になつて、そうして共同経営によつて、お互いに持てる力量を相互に活用しようという精神が流れておる、そういう案が、この中においては十二分に——僕は社会党さんなりあるいは民社党さんが主張されている点を十二分にこれは御検討願ひ、そうして修正付加を願ひたいと思ひます。

次に、結論として御要望申し上げたいことは、現在の生産過剰の段階においては、どうしても流通面の秩序をもう少し整然とこれを法律的にコントロールできるような法案をこの法文の中に織り込んでおるか、あるいは別個関連法案として作つていただくか、そうでなければ、現在の中小企業の生産されたこの実需者、需要者を、国

るいは公共団体、あるいは公共企業に優先的にこれを、実需者になるという義務づけをせよと御検討願つて、そうして繰り込んでいただくならば、前提に申し上げました修正、付加がなされるならば、百歩譲つて、一応この法案に賛成したいという趣旨をあわせて申し上げまして、簡単であります、意見を終わります。

○委員長(赤間文三君) 次に、高橋参考人(高橋貞治君) たいま御紹介をいただきました全日商連の高橋でございます。今回上程されました中小企業基本法案に対し意見発表の機会を与えていただきまして厚くお礼申し上げます。全国百三十万の小売業者になりかわりまして本件に関し少しく意見を申し述べさせていただきます。

○委員長(赤間文三君) まことにありがとうございます。次は、高橋参考人(高橋貞治君) たいま御紹介をいただきました全日商連の高橋でございます。今回上程されました中小企業基本法案に対し意見発表の機会を与えていただきまして厚くお礼申し上げます。全国百三十万の小売業者になりかわりまして本件に関し少しく意見を申し述べさせていただきます。

○委員長(赤間文三君) それでは参考人の方に対しまして御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まづ磯部参考人にお尋ねをいたしますが、中小企業と大企業とのこの格差というものは、現在のままでいきますと、これはますます開きが大きくなっていくということは、もうこれは当然だと私は思うのです。そこで基本法その他を実施いたしましたとしても、今までの政府のやり方では、その格差を縮小することは非常に私はむずかしいのではないかとこう思うわけなんです。そこで私どもの考えからいくと、縮小の方向でなくしてこれはますます開きが拡大していくというふうなことも反面考えられるわけでございますが、少なくとも現在のこの関連法案とい

営の、生産形態の個人商店であるという二つには、わが国の小売商業は販売生産性のきわめて高い、したがって市場支配力のきわめて強い百貨店等の大規模小売業を頂点とし、その底辺には企業としての存在ではなしに生業としての零細個人商店が多数群生し、その中間に一割程度の企業としての中小規模の小売商店が混在し激しい過当競争にさらされているというところであります。

三つには、商店数において全体の八割以上を占めております零細個人商店の販売高はわずかに全体の三分の一に過ぎず、中小規模の小売商店と一握りの大規模小売業が全体の六割五分を配給しているものであります。また商店数において全体の九割以上を占めております従業者一人から四人の零細小売店が全体の約半分、五・二・六の配給を担当し、残りの半分、四・七・四の配給を担う一割に満たない中小規模の小売商店と大規模小売業が配給している状態でありまして、

四つには、常時従業者五人以上の小売商店と四人以下の小売商店との間には越えがたい販売生産性の断層があり、五十人以上の大規模小売業とそれ以下の小売商店との間にも同じような販売生産性の断層があるというところであります。

五つには、中小規模の小売商店の経営内容は、日本経済の発展拡大に対応して好転していかないというところであります。

右のように、わが国の小売商店の問題は単なる対症療法的な対策ではどうにもならない深刻な問題を含んでいるわけでありまして、

○委員長(赤間文三君) 次は、高橋参考人(高橋貞治君) たいま御紹介をいただきました全日商連の高橋でございます。今回上程されました中小企業基本法案に対し意見発表の機会を与えていただきまして厚くお礼申し上げます。全国百三十万の小売業者になりかわりまして本件に関し少しく意見を申し述べさせていただきます。

○委員長(赤間文三君) それでは参考人の方に対しまして御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まづ磯部参考人にお尋ねをいたしますが、中小企業と大企業とのこの格差というものは、現在のままでいきますと、これはますます開きが大きくなっていくということは、もうこれは当然だと私は思うのです。そこで基本法その他を実施いたしましたとしても、今までの政府のやり方では、その格差を縮小することは非常に私はむずかしいのではないかとこう思うわけなんです。そこで私どもの考えからいくと、縮小の方向でなくしてこれはますます開きが拡大していくというふうなことも反面考えられるわけでございますが、少なくとも現在のこの関連法案とい

○委員長(赤間文三君) それでは参考人の方に対しまして御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まづ磯部参考人にお尋ねをいたしますが、中小企業と大企業とのこの格差というものは、現在のままでいきますと、これはますます開きが大きくなっていくということは、もうこれは当然だと私は思うのです。そこで基本法その他を実施いたしましたとしても、今までの政府のやり方では、その格差を縮小することは非常に私はむずかしいのではないかとこう思うわけなんです。そこで私どもの考えからいくと、縮小の方向でなくしてこれはますます開きが拡大していくというふうなことも反面考えられるわけでございますが、少なくとも現在のこの関連法案とい

○委員長(赤間文三君) 次に、高橋参考人(高橋貞治君) たいま御紹介をいただきました全日商連の高橋でございます。今回上程されました中小企業基本法案に対し意見発表の機会を与えていただきまして厚くお礼申し上げます。全国百三十万の小売業者になりかわりまして本件に関し少しく意見を申し述べさせていただきます。

○委員長(赤間文三君) それでは参考人の方に対しまして御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まづ磯部参考人にお尋ねをいたしますが、中小企業と大企業とのこの格差というものは、現在のままでいきますと、これはますます開きが大きくなっていくということは、もうこれは当然だと私は思うのです。そこで基本法その他を実施いたしましたとしても、今までの政府のやり方では、その格差を縮小することは非常に私はむずかしいのではないかとこう思うわけなんです。そこで私どもの考えからいくと、縮小の方向でなくしてこれはますます開きが拡大していくというふうなことも反面考えられるわけでございますが、少なくとも現在のこの関連法案とい

○委員長(赤間文三君) それでは参考人の方に対しまして御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 まづ磯部参考人にお尋ねをいたしますが、中小企業と大企業とのこの格差というものは、現在のままでいきますと、これはますます開きが大きくなっていくということは、もうこれは当然だと私は思うのです。そこで基本法その他を実施いたしましたとしても、今までの政府のやり方では、その格差を縮小することは非常に私はむずかしいのではないかとこう思うわけなんです。そこで私どもの考えからいくと、縮小の方向でなくしてこれはますます開きが拡大していくというふうなことも反面考えられるわけでございますが、少なくとも現在のこの関連法案とい

われているものは、これは出ておるわけなんですけれども、この関連法案を見ましても、これはもう中小企業と名はございませうけれども、内容を見てみますと、おおむね上層部のほう、中小企業の中の上のほうの部分に対しては厚く、下のほうはなかなかこれは恩恵といえますか、そういうものが、いまいち思われるわけなんです、礦部参考人はその点についてはどういうふうな御意見を持っておられるのか、ちよつとお尋ねいたします。

○参考人(礦部第一君) ただいまの御質問でございますが、もし従来どおりの中小企業政策の程度でまあ終始されるということになりますと、今近藤委員がおっしゃいましたように、私は大企業と中小企業の格差、企業格差というものは拡大しても縮小しないと思っております。それからだんだんこういう状況になって参りますと、その次に中小企業の中の格差がいよいよ大きくなってくる。したがって、現在出ております基本法の関連法規だけの程度であるとおっしゃいましたが、中小企業の中のトップ・クラスはやや大企業のほうに接近して格差は縮まっていきまされども、中小企業のトップ・クラスとそれ以下の間における格差というものは一段と広がっていくというところは私は免れないと思ひます。それに對しては、やはりもう少し具体化するときに御意見を願わなければならぬ問題ではなからうかと、こういうふうな思ひでございます。

○近藤第一君 今、先生言われましたように、私もそういう点を非常に心配するわけなんです。そこでやはり中小企業でもいろいろと自分たちの利益を守っていく上においては、労働組合のようにそういう団体を作つて強力な推進をせなければならぬということ、私は、当然だと思ひます。それで政府はそういうために組織化ということとを盛んにこの中でも言われておるわけなんです、しかし、その組織をどういうふうにするかというところになると、これはなかなか実際の面において非常にむずかしいわけなんです。私どもがかつては団体法をこの国会で審議し、作り、さらにその改正もやりまして、なるべく作りやすいように改正をしたわけでございますけれども、その後におきましてもなかなかこの組合組織ということには非常にいかどつていない、こういう点からいいますと、これはなかなか中小企業の方々が団体を作つて交渉をするということについては、腹に思つておつても、實際は運営の面でなかなかむずかしいという点がたくさんある。それはもう先ほどか言われておりますように、系列下にあるという関係もございまして、いろいろな面から圧迫を感ずるというふうなことも私はあるのではないかと、こういうふうな思ひでございますが、しかし、それだからといって、これをいつまでもこの状態では私はいけないと思ひます。やはり強力なそういう団体を作つてという方向は何かそのほかに先生のお考えで御意見がございまして、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(礦部第一君) ただいまの点でございますが、私、率直に申し上げまして、まあ中小企業の方々が共同、結局協同組合になると思ひますけれども、団体を作つていろいろと話をされる、その本筋は私は従来どおりのやつと新しい考え方があるとは思ひません。結局そういう団体交渉が實際効果を奏しないということは、こう言つては失礼なんですけれども、中小企業の方々が實際何といひますか、命をかけておつては大げさになりますけれども、身ぐるみぶつかつていくだけの努力をされておられないと思ひます。實際私は見ておりまして、私、ずいぶん欧米の協同組合を調べてきたのでございますが、あそこらで實際にやつておる方々の気がまが全然違ひます。何かというと政府に頼つて金を引つ張り出そうとか税金を負けさせようとか、こういうところ、終始されて、ほんとに團結されて、そして大企業にぶつかつて交渉し自分の道を打開して、この自主性がなくて、ところが、日本の中小企業の最も欠けておるところだと思ひます。こういう自主性があれば、私は日本の中小企業といふものは相当高く買つておるのですけれども、もっともと展開する道があるんじゃないかと、こういうふうな思ひでございます。

○近藤第一君 それから今先生言われましたように、日本の中小企業の団体は、特に税制の問題やそれから金融の問題、これに苦んでおるといふこともこれは事実で、そういうことに陥りやすいことになるとは思ひます。やはり私もそれは思ひます。よくいふことは、金融の面、税制の面、苦しいことは当然でございますが、いま一つはやはり大企業の圧迫といふことが一番大きな原因であらうと私は思ひます。特に協同組合等が作られておられますけれども、これが實際のそれでは組合員の利益のために、大企業と団体交渉なんかできるかといふと、なかなかこれはやれないわけなんです。ようやらないといふたほうが適当かも知れませんが、もう少し勇気を持ってやれば労働組合までいかにくても、勇気を持つてやれば私はもつと一歩前進するんじゃないかと思ひます。さらにもう一つは、これはいろいろな団体が法案實現等におけるときにははち巻してえらい大会もやられるのですけれども、實際大企業との圧迫の面に対してはなかなか勇気がない。こういう点では非常に金融の面、税制の面、さらに大企業からの圧迫の面等三重の圧迫を受けておるといふのが今日の中小企業の現状ではないかと私は思ひます。参考人(礦部第一君) おっしゃるとおりなんですけれども、大企業の圧迫といふのは何も日本だけの問題ではないのです。欧米だってやはり下請関係に對する大企業の圧力は相当なものがあるのですけれども、それを優に押し返すだけの力を中小企業は持つております。アメリカあたりでもドイツあたりでも、そうすると、なぜ日本の中小企業だけがそういう押し返すだけの力がないかという問題になります。これは単に團結をしただけではだめなんです。やはり中小企業が個々の體質改善をやつて對等になり得る程度の力を持たなければいけない、非常にこれは抽象的な言ひ方になりますけれども、そうして初めて団体交渉をしてうに對していろいろ反省を求めるところも効果をあげていくんじゃないかと思ひます。

○近藤第一君 もう一点お伺ひいたしますのは、この法案の問題ですが、第三條第二項は國の施策を行なうのにあたりまして配慮すべき点を示したものでございまして、これは第一項です。第一條の目標を達成するために必要な施策であり、それからしかるべきことを總合的に行なうべしと云つたわけなんです、全くこれは蛇足であり、配慮規定であるというよりも、むしろ制限規定であるのではないかと、いふうな感じを持つわけなんです。これは第二項は思ひます、この点は先生の御考えはどうか。

○参考人(礦部第一君) 私はあまり詳しく条文については勉強していませんが、第三條第二項はまあ今の御意見どおりじゃないかと思ひます。ですが、その中でちよつとおっしゃったのが、意味がちよつと私にわからないので、すけれども、蛇足であるという点、まあ蛇足と言へば言えないものでもなさそうですが、まああつてもなくてもいいという感じですね。

○近藤第一君 最後に、先ほど中小企業の問題に触れられましたので、私が、私も社会党としては中小企業省を設置せよと、こういう意見でございますが、先生も言われましたように



に、やはりおおむね中小企業庁ということでは通産省の下請機関のような形で、実態通産省としては中小企業よりもまず大企業のほうがどうしても重点的になっていくと、こういう関係からいきました。やはり先生の御意見のように、私も省として独立したほうが中小企業全般にわたる施策等を行なっていく上においても非常に都合であり、また大きな力というものもあると、こういうふうにも思うわけなんです。これは全く先生の中小企業省設置と私の意見とは同じなんです。こゝにしまして、やはりこういう点は現在の通産省のもとで中小企業庁ということでは、小、零細企業というところまでは現在のあれでは目が届かないのではないかと私も思うのですが、特にそういう点でも一つ何か御意見がございましたら、ひとつ聞かせていただきたいと思うのです。

○参考人(磯部喜一君) 先ほど申し上げたとおりなんですけれども、私は別に省にしないでいいとは思っているけれども、日本の官僚機構がそうしからしめるのだと思うのです。その官僚機構をかわえるということができれば、現在の庁でけっこうだと存じておりますが、これは言うべく行ないがたしめて、結局速急に効果を上げる施策をやろうとすると、やはり中小企業省の設置というものはやむを得ないのではないかと感じて申し上げたわけなんです。そうして具体的には先ほど二、三の例を申し上げたとおりでございます。

○近藤信一君 次に十二村参考人にお尋ねいたしますが、生協などの事業活動によりましては、やはり中小企業者の利益が不当に侵害されるということではない。いろいろな制約がなされるわけなんです。しかし、生協活動の中では員外者がある程度認められておる点がある。私は思うのですが、現在におおむね生協の中では員外者のほうはどのぐらいいのがあるか、もしおわかりになりましたら、ちょっとお知らせ願いたいと思うのです。

○参考人(十二村吉辰君) 先生の御質問にお答えする前に、われわれ生協が中小企業を圧迫するという点で一つ意見を述べさせていただきます。現在、われわれは年間約四百億円で、これは生協が四十六都道府県に存在しておるが、その生協の年間売り上げです。そうしますと、これはもう日本の小売総額の約一割弱なんです。これはその企業の商業段階の圧迫というところは、物理的には全くこれはさかちりしても、大きな一社一社のデパートの売り上げが五百億、六百億といった点からいっても、真の競争の相手はだれか、僕は中小企業の方に十二分に御理解いただきたいと思う。

さらに御質問の員外利用の点ですが、法律的にはわれわれ生協だけが認められておりません。農協や漁協は認められております。しかし、われわれはこの点はもう嚴重にとにかく自粛して現在員外利用をやっております。ただ員外利用をやっているかのようなそういう印象を与えておるのは、たとえばもう大企業の経営者が直売のとかく購買会を持っておる。これは人格なき法人なんです。たとえば今縮小されたとはいながらも、現在炭鉱経営者の購買会の年間売り上げが約四百億円

ぐらいに計上されている。これは税金一銭もかかっていないのです。こういう業者こそ法律的に認められていない無法地帯のこれは僕は営利活動だと思えます。そういう点からいって、われわれの協同組合員外活動は、少なくとも利用二割ぐらいいは世間並みの農協並みに認めていただいたとしても、われわれは決して流通面の紛争の原因になつていないという点を御理解いただきたいと思ひます。

○近藤信一君 先ほど十二村さんも言っておられましたように、今度の基本法の十九条ですね。これで「中小企業者以外の者の事業活動」という言葉があります。そうなりますと、先ほどの非常利事業である生協なんかはこの事業活動で制約される。その他の事業活動ですか、これで制約されると、こういうことになってくるわけですか、この点はどうですか。

○参考人(十二村吉辰君) 条文どおり、われわれのしろうとの判断によりますと、何か対象にされるような気がいたします。ただし、その行なう者と営む者に対する法的解釈が明文化されれば、これは何も例外ということと規定していただかなくても除外になるとは思いますが、この法文全体の全編がきわめてあいまいなのでわれわれは心配なんです。ぜひともこの点は御審議の段階において、行なう者と営む者をこれをとにかく明確な解釈で拡大解釈されるような、そういう論議がなされた場合は、ぜひともこれはもう除外していただきたいと、こう思ひます。

○近藤信一君 そうすると、やはりこのままの字句でいくと拡大解釈される場合には、生協活動というものが非常に大きな制約を受けると、こういうことになるから、これは非常に危険な、何といいますが、条文というのか、こういうことと、生協の関係では解釈をされるわけですね。

○参考人(十二村吉辰君) 非常に我田引水論で恐縮なんです。単に自分たちのこの生協活動の発展だけを期待して申し上げておるのではなくて、日本の物価政策の無定見は、たとえばアメリカにしてもイギリスにしても、五割以上とにかくもう抜き打ち的に物価が上がったならば独占禁止法が発動される、労使関係の労働協約がくずれて、自動的に産業不安が発生する。それにもかかわらず、日本の場合は、一割五分、二割と、こういう小売価格あるいは卸売価格、ある特定の物品について上がったとしても、一割五分も二割も上げないで、そして十二分に操業されたという企業は、十二分な経済的力があるから耐えられたと思ふんです。弱い日本が一割五分の物価も上げないで、そうして企業の存続ができたのに、少なくともアメリカのあの高度な資本主義政策が普遍化したところにして、五割であの大紛争が生じるといふ点からいって、日本の非常利団体は政府の掲げておいでになる長期物価安定政策に積極的に社会的に貢献しておるんだというこの目的意識を十二分に御理解になりまして、その手段として適正物価への物理的コントロールが常時行なわれておる。この非常利団体は、そういう面を保護助成をしていただきたいと思ひます。

○近藤信一君 僕一人で質問するのもあれだから、最後に高橋参考人にお尋ねをするんですが、中小企業ということになりまして、これは工業も商業も一緒になつての中小企業対策ということになるわけなんです。その中で、特に私どもが国会で論議するときでも、そうなんですが、中小企業という、おもに工業関係のほうにウエートが置かれて、商業関係は何か置き忘れられたような議論が非常に多いと思ふんです。私もそういうことを痛感しておるわけなんです。そこで、商業関係の立場からいって、やはり商業は商業として別個なひとつ何か基本法みたいなものを作ったかどうか、こういうような御意見もあるやに私聞かれています。が、工業と商業との格差の点も私はこれは問題があるかと思ふんです。こういう点について、高橋さんのお考えをひとつお聞かせ願えたら幸いだと思います。

○参考人(高橋貞治君) ただいまお話しになりました全日商、これは約百五十万の業者がおります。これは約百五十万の業者が絶対的に単独法で小売商業基本法を作つていただきたいということを二年前から主張して参つたんです。中小企業基本法をお作りになるといふことで、われわれの希望がそっくりそのままの中に入ります。まあこれは百歩譲つてけっこうだと、いうふうには全日商連の考えがそろいました。でございます。その内容の面でございまして、十分に盛っていたいて、われわれの主張を入れていただきたい。小売商の主張を入れていただきたい。というのをきめたわけでございます。この点はどうぞ御了承いただきたいと思ひます。

○近藤信一君 特に商業の面になりま  
すると、おむね零細が多いですね。  
ところが一方はうんと今度は開いたデ  
パートでのがあって、デパートと小  
売商との関係というものは、私はなか  
なかむずかしいのではないかと。デパー  
トのあるすぐ軒下に小売商がずらっと  
並んでおるといふような日本の小売商  
の立場なんだから、どうしても小売  
商、これはもう一方商店街の組合も  
ございませぬ。商店街の組合と小売商  
の組合とは、これは重複をしておる組  
合であらうかと私思うのでありますが、

そういう点を考えますと、やはり私  
どもは商業の面、先ほど高橋さんも言  
われましたように、不況がくると、大  
企業の中から整理されてくる、合理化  
による犠牲になって、若干の退職金を  
もらって出る。何かひとつ遊んでおっ  
ても仕方がないからやってみようかと  
いうことで、またちょっとした店がで  
きる。こういう形が非常に多いんじや  
ないか。それで、あなたの先ほど言わ  
れました完全雇用によることによつて  
商業へ流れ込んでくることを防止して  
もらいたい、これは全く私も同感だ  
と思うのでありますが、そのためには  
いろいろな施策というものが講じなけ  
ればならないと思うんですけれども、  
これはなかなか現在の政府のもとにお  
いては私はむずかしいのではないかと  
思うんですが、あなたが先ほど御意見  
の中で完全雇用の問題をあげておられ  
ましたので、何かあなたが特別に御意  
見を持っておられるようでしたら、ひ  
とつお聞かせ願いたいと思うんです。

○参考人(高橋貞治君) 今先生からお  
話のありました百貨店の問題でござい  
ますが、これは百貨店法を作りますと

きには、全会一致で衆議院も参議院も  
御承認いただきまして、現在運行をし  
て百貨店審議会並びに各府県に商業調  
整協議会というものがございまして、  
まあ十分とはいきませんが、われわれ  
の希望も十分入っていたかまじして運  
行しておりますので、これはないより  
ましだとおっしゃるのか、これはござい  
ますが、ある程度われわれの希望が  
入っております。

それから先ほどお話ありました完全  
雇用の問題でございしますが、これはも  
う一つ関連法規をお作りいただいで、  
そうしてこの点は小売商の要望をひと  
ついでいただければけっこうだと思ひ  
ます。どうぞこの点でひとつよろしく  
お願いいたします。

○松澤兼人君 簡単に高橋さんに  
ちよつとお伺ひいたしたい。  
他産業から商業への人口の流入の間  
題もやはり取り上げていらつしやるよ  
うですから、その対策として登録制と  
いうことを一言おっしゃったと思うん  
です。しかし、これは商業の全分野に  
わたつて登録制を採用するということ  
は非常にむずかしいことじやなかろう  
か。場合によりましては、たとえば市  
場を設置する場合に許可制にしてもら  
いたいというような意向もだいたいあり  
ましたけれども、憲法の問題と関連し  
て許可制ということではちよつと困る  
というふうなことで、現在のような法  
律の建前になつてゐる。そこで、商業  
への人口の流入というところ、どうい  
う形の登録制というものによつて阻止と  
いいますか、あるいは逆に言えば商業  
人口の安定化、固定化ということが実  
現できるかというところを疑問に思ひわ  
けです。名案がありましたら、ひとつ

お示し願ひたい。  
○参考人(高橋貞治君) 今先生からお  
話ございました銀行から預金が流れる  
ということのお話でございしますが、ま  
あ中小企業には流れないということ  
ですね。これに対してやはり関連法規  
何かでひとつ中小企業、小売商のほう  
に回すような姿をせひやうていただ  
きたいということをお願いするわけで  
ございまして、現在商工中金等の金はあ  
る程度流れておりますが、ほとんど工  
の方面にいつておるといふ現状でござ  
います。小売商はほとんどまあ足場が  
すくわれていておるといふ状況でござ  
いますから、なるべくこの面において企  
業面の小売商のほうに流れるようにし  
ていただければ、大企業との差  
いがあるいは均衡がとれていくんじや  
ないかと思ひつておりますが、ほかに  
何か……

○松澤兼人君 逆に言ひますと、今度  
は従業員の側から申しますと、今度は  
中小企業あるいは中小商業のほうに従  
業員を確保するということが非常に困  
難だという面が出てくるわけなんです  
が、これはほんとうに個々の小売業者  
のお店に何つてみましても、今までの  
ような人手もありませんし、お困りに  
なつていらつしやる様子はよくわかる  
わけでありまして、これにつきまして  
は、何か政府として最低必要な商業従  
業員の数を保障するといひますか、あ  
るいは雇用を安定させるというふうな  
名案をお持ちでございませうか。

○参考人(高橋貞治君) ただいま先生  
の仰せのとおりでございまして、なか  
な店員などを雇ひ入れますことは今  
苦勞いたしております、特に東北方

面とか、東京で申しますと、募集に  
行つたりなんかしてありますが、思  
つたりに入つて参りません。現在は昔  
のように男の店員はほとんど見込みあ  
りませんで、女店員を使うことでどう  
やら活路を開いておられますが、な  
らうございませうれば、この面も何  
かの方法で小売商の方面にも流れま  
すように、ひとつお手配をお願いと思  
つておりますが、そのほかに政府で  
おつたり改訂しまして、店舗の合  
同とか、そういったものをして、店主  
自体が店員のかかりをするという株  
会社形態にするということも、現在策  
がどんどん進んでおります。たいし  
た見込みはありませんが、問題は別  
でございまして、ある程度進んでお  
ります。こういった面でも政府の歩調  
にも合はせておられますが、まあ商業  
面にも雇ひできますよう、店員のひと  
つ特別何か御配慮いただければけ  
つこうだと思ひつております。

○松澤兼人君 そこで従業員の手不足  
ということから、いわゆるセルフ・マ  
ーケツトという問題は起つてくるよう  
です。小売業者の方々はどんなス  
ーパー・マーケットにも反対であ  
りなかつた、あるいは場合によりま  
しては、商店会が一体となつてス  
ーパー形式のマーケットを作つて  
いらつしやる場所もある。これは商  
業を近代化したり合理的にしたり、  
あるいはセルフ・サービスというこ  
とで、購読者の要求にびつたりする  
という、そういうスーパーの仕  
方によると、一がいにもスーパー・  
マーケットは全面的に反対だと言  
えなかつたところもあるんじやない  
かと、思ひます。そこでス

パー・マーケットがどれくらいからぬ  
と、こう言へばそれだけなんです  
が、何かやはりそこにはどういふ形  
式のものならばやむを得ないであら  
うという形があるように思ひます  
が、これに對するお考えはどうす  
か。

○参考人(高橋貞治君) 今ス  
ーパーのお話が出ましたが、全日商連  
では何でスーパーがいけないとい  
はれまして、まあ五十坪から百坪程  
度の小さいのは、消費者にサービ  
スの点で必要だ、こう申し上げて  
おられますが、まあ規模を大きく  
して、二百坪とかそれ以上になる  
ものは、これは非常に影響が大  
きい。特に小売商自体も神戸等  
で、今仰つておられるスパー・マ  
ーケットができておられます。非  
常に消費者に御評判がよいよう  
でございまして、非常に目ざ  
めまして、今おっしゃった町会  
と、あるいは商店会とに、だ  
んだんと数をふやすという意  
向が現在出ております。ただ  
よく、デパートですか、デ  
パートはあの姿でいひます  
が、電鉄会社とか大きな資本が膨  
大なスパーをやられましたら、こ  
れは小売商は一たまりもないと思  
つておられます、こういう大規模な  
スパーは何か法的な規制をお願い  
いたして、小売商百三十万の業  
者を安心させていたきたいとい  
ふことは、通産省にもお願いを  
申し上げてゐる。特にこれは消  
費者のために必要だ。特にこれ  
に関連いたしまして、外国資本  
などが出てきたらば、非常に腰  
の弱い日本の小売商は一たまり  
もないであらうといふことで  
ございまして、外国資本のス  
ーパーはぜひ



ひとつ何らかの面で、過日御心配いただきまして一応中止したようでございますが、小さいのは仕方ない、しかし、大きいのはひとつ何とか御規制願いたいというふうな考えております。

○松澤兼人君 その問題についてはもう一つだけ、いなかのほうに参りますと、三、四の小売業者が集まってスーパー形式の店を開く、その口実には、外部資本が入ってくるよりは、地元資本を合同してスーパー・マーケットなり、スーパー・ストアを作ったほうがお互いに話し合いもできるからいいんじゃないかという意見を、その開設しようとする側から言っております。これももちろん私たちとしても、小売商業というものがどうして近代化していかなければならぬということであれば、四つ五つのものが個々に黒字でありまして、ごくわずかの利益しか上げておられない、スーパー形式にすれば、それでもっと大きな収益を上げることができるかもしれない。しかも外部資本が入ってこようとする場合においては、地元資本が共同してそういう形のものを作るといふこと、これは合理的でもあるし、これをしも反対するといふことは、ちょっといろいろな問題があると思うのです。そういう面

合、こういうお話がございましたが、まず組織を強化しなければならぬというところが一つあるし、あるいは次には、まあ現在の不合理なと申しますか、金融あるいは必要税制、こういう問題の今後の対策も必要である。なお、もう一点は、いわゆる受注ですね、その確保、こういうことが、一応三つが中心になってくると思ひます。

そこで、まず第一に組織の問題ですが、先ほど先生ちよつと協同組合が一番いいのじゃないか、こういうお話がございましたが、現在協同組合ということになりますと、これはやはり自由加盟でございまして、したがって、アウトサイダーがあるわけですね。で、そういう大企業との関連と、なおまた中小企業内部の不当競争を廃止する、こういう立場を考えてくると、そういうものよりも少し強化された、やはりアウトサイダーでなくて全部加盟をする、そういう組織の実態が望ましいのじゃないか、それと同時に、そうなるに参りますと、業種々々がたくなつて参りますと、同業組合的な方向をとつていく、こういう形について先生どう考えられますか、まずお聞きしたいと思ひます。

○松澤兼人君 最後、今の松澤さんの非常に詳細にわたった基本法に対する御要望を承つたのです。今私たちは基本法及びその関連法案というものを中心にして審議を進めておるわけでございまして、立案の前でしたら、いろいろ御参考の御意見もあるように考えます。今こういうふうな基本法というものができ上がつてしまつた場合における最小限度の修正要望というふうなものはお持ちだろうと思ひますが、これは私今すぐにお聞かせ願ひたいといふふうには申しせんけれども、だんだんと衆議院におきまして本会議でこれが通過いたしますと、私たちの中で審議しなければならぬ。そういう最小限度、法案に対する修正意見というふうなものがございまして、各委員に御配付願ひたつたところだと思ひます。これは要望いたしておきます。

○参考人(高橋貞治君) 大体全日商連はその考えで進んでおりますからして、地方の小さい町で四軒、五軒、六軒ぐらゐ集まって、それでスーパー形式でやつていただくということもけっこうだろうというところの方針で進んでおりますので、私も先生の仰せのとおり考えております。

○松澤兼人君 最後、今の松澤さんの非常に詳細にわたった基本法に対する御要望を承つたのです。今私たちは基本法及びその関連法案というものを中心にして審議を進めておるわけでございまして、立案の前でしたら、いろいろ御参考の御意見もあるように考えます。今こういうふうな基本法というものができ上がつてしまつた場合における最小限度の修正要望というふうなものはお持ちだろうと思ひますが、これは私今すぐにお聞かせ願ひたいといふふうには申しせんけれども、だんだんと衆議院におきまして本会議でこれが通過いたしますと、私たちの中で審議しなければならぬ。そういう最小限度、法案に対する修正意見というふうなものがございまして、各委員に御配付願ひたつたところだと思ひます。これは要望いたしておきます。

○参考人(磯部喜一君) 今の御質問ですけれども、私現段階で今おっしゃつたような同業組合的な機構ですね、私は反対なんです。それはなぜかといふと、ドイツでも約九十年前にイヌングという制度ができたときに任意組織にすることもできるし、強制組織にすることもできる、強制組織はちよつと今世紀の初めですけれども、しかし、だんだん時代がくだるにつれて、その組織は全廃になつたのです。これはなぜかという問題、それと日本ではやはり資本主義組織というものは各人の自由意思というものが中心になつてゐるのです。少しでもいやだという人があるときにはその人の意思に反して入れるということは私は大問題だと思ひます。そういう意味で、やはり組織、特に経済界の組織というのは任意組織でなければいけないということが私の持論なんです。そういう意味で、団体ができたときにも商工組合が強制加入の制度を作つたのですが、これは僕は時代に逆行した組織であるといふことを言つた。また現にその運用においても事実上それは今まで適用された事例も何もないわけですから、まあ中小企業の方々は若干反対意見がありますと、ついでにどうかくして、いやでも入れたほうが結果が強まるといふやうな人が入りますと、中々またかきまわすことになりまして、内部的にその組織が弱くなる一つの助機になる。やはり気の合った賛成した人だけが集まって、少数でもそういう人たちがばかりが集まつたときに、初めてその組織というものは有効になる、強固になるのだ。これはいろいろ事例がございまして、今までに現にありますが商工協同組合関係を見ましても、一番実績を上げてゐる組合はどんなのだといふと、やはりみんな

○参考人(磯部喜一君) 今の御質問ですけれども、私現段階で今おっしゃつたような同業組合的な機構ですね、私は反対なんです。それはなぜかといふと、ドイツでも約九十年前にイヌングという制度ができたときに任意組織にすることもできるし、強制組織にすることもできる、強制組織はちよつと今世紀の初めですけれども、しかし、だんだん時代がくだるにつれて、その組織は全廃になつたのです。これはなぜかという問題、それと日本ではやはり資本主義組織というものは各人の自由意思というものが中心になつてゐるのです。少しでもいやだという人があるときにはその人の意思に反して入れるということは私は大問題だと思ひます。そういう意味で、やはり組織、特に経済界の組織というのは任意組織でなければいけないということが私の持論なんです。そういう意味で、団体ができたときにも商工組合が強制加入の制度を作つたのですが、これは僕は時代に逆行した組織であるといふことを言つた。また現にその運用においても事実上それは今まで適用された事例も何もないわけですから、まあ中小企業の方々は若干反対意見がありますと、ついでにどうかくして、いやでも入れたほうが結果が強まるといふやうな人が入りますと、中々またかきまわすことになりまして、内部的にその組織が弱くなる一つの助機になる。やはり気の合った賛成した人だけが集まって、少数でもそういう人たちがばかりが集まつたときに、初めてその組織というものは有効になる、強固になるのだ。これはいろいろ事例がございまして、今までに現にありますが商工協同組合関係を見ましても、一番実績を上げてゐる組合はどんなのだといふと、やはりみんな

○向井長年君 まあそれが実態だろうと思ひます。したがって、そういう実態を中小企業の諸君が十分認識して、そうしてやはり自分たちのみずからの利益という立場から組織化をしなければ、今、先生がおっしゃつたやう

○参考人(磯部喜一君) 今の御質問ですけれども、私現段階で今おっしゃつたような同業組合的な機構ですね、私は反対なんです。それはなぜかといふと、ドイツでも約九十年前にイヌングという制度ができたときに任意組織にすることもできるし、強制組織にすることもできる、強制組織はちよつと今世紀の初めですけれども、しかし、だんだん時代がくだるにつれて、その組織は全廃になつたのです。これはなぜかという問題、それと日本ではやはり資本主義組織というものは各人の自由意思というものが中心になつてゐるのです。少しでもいやだという人があるときにはその人の意思に反して入れるということは私は大問題だと思ひます。そういう意味で、やはり組織、特に経済界の組織というのは任意組織でなければいけないということが私の持論なんです。そういう意味で、団体ができたときにも商工組合が強制加入の制度を作つたのですが、これは僕は時代に逆行した組織であるといふことを言つた。また現にその運用においても事実上それは今まで適用された事例も何もないわけですから、まあ中小企業の方々は若干反対意見がありますと、ついでにどうかくして、いやでも入れたほうが結果が強まるといふやうな人が入りますと、中々またかきまわすことになりまして、内部的にその組織が弱くなる一つの助機になる。やはり気の合った賛成した人だけが集まって、少数でもそういう人たちがばかりが集まつたときに、初めてその組織というものは有効になる、強固になるのだ。これはいろいろ事例がございまして、今までに現にありますが商工協同組合関係を見ましても、一番実績を上げてゐる組合はどんなのだといふと、やはりみんな

○向井長年君 まあそれが実態だろうと思ひます。したがって、そういう実態を中小企業の諸君が十分認識して、そうしてやはり自分たちのみずからの利益という立場から組織化をしなければ、今、先生がおっしゃつたやう

○向井長年君 まあそれが実態だろうと思ひます。したがって、そういう実態を中小企業の諸君が十分認識して、そうしてやはり自分たちのみずからの利益という立場から組織化をしなければ、今、先生がおっしゃつたやう

○向井長年君 まあそれが実態だろうと思ひます。したがって、そういう実態を中小企業の諸君が十分認識して、そうしてやはり自分たちのみずからの利益という立場から組織化をしなければ、今、先生がおっしゃつたやう

○向井長年君 まあそれが実態だろうと思ひます。したがって、そういう実態を中小企業の諸君が十分認識して、そうしてやはり自分たちのみずからの利益という立場から組織化をしなければ、今、先生がおっしゃつたやう

な形であるならば、協同組合方式をやつてもなかなかこれは目的を達するやうな条件にならぬのじゃないか。現在までおそろく協同組合とか、いろいろのながありまされども、これは政府資金を借り入れるためのいろいろな手段であつてみたり、あるいはまた内部的に若干のいろいろな問題を提起したりする程度ですね。何らその打開に努め得ないというところが、まあそういうところの原因があると思うのです。したがって、もちろん私たちの言うのは、強制的というよりも自主的に少なくとも目ざめて理解をして、そういう組織化を作っていくということが最も望ましいのじゃないか、そのためにはやはり最終的には同種の同業組合という形でやっていくことが、この段階においては最も望ましいのじゃないかという気持ちを持つていくわけなんです。先生の意見、よくわかりました。

次にもう一点、特に受注問題ですね、発注の問題ですが、これは何と云つてもまあ今大企業を中心になつていろいろこういう生産をしている、あるいはまたいろいろな業種に對してしましても、なかなか中小企業は苦しい立場に置かれておる、こういう問題ですが、この中で特にわれわれが一番注目すべき問題は官公需ですね。これは非常に大きいと思うのです。したがって、これは国なりあるいは公共団体、あるいはまた公共企業体、こういうところのいろいろな発注というものが、これはまあ会計法にも基づくわけでございますが、こういう問題がある程度確保されるべきだ、中小企業に對してもそれは確保されているわけなんです、この点諸外国

の先生の何か知つておられる例がありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(磯部喜一君) 今の点ですが、私、今のおつしやる御意見には全く賛成です。で、今度の基本法でもたしか一項目入つておつたと思うのですが、けれども、国その他の何で、私は思つてゐるのですが、国とかあるいは地方庁程度じゃ私はいいけない。おそ國民の税金が資本になつて運営されておるとええ公団であるとか、事業団であるとか、あるいは公庫です、ね、こういうところに対しては受注量の二〇%ですか、三〇%というものは中小企業側から買わなくちゃいけない、このぐらいの強制はしても私は妥当ではないかと思つておるのであります。

まあ外国の例ということですがけれども、私はあまり詳しくは存じておりませんが、たしかアメリカのスマール・ビジネス・アクトの中に若干そういう例があつて、相当あつておるのじゃないかと思ひます。

○向井長年君 もう一点は、金融、税制の問題ですが、これにつきましても、まあ今までの政府の考え方は大体何と申しますか、経済性が非常に高まるというところにはある程度の助成をする、こういうことではあります、あるいはまた何と申しますか、その企業がある程度円滑に運営でき得るという態勢については、これは助成するのですが、それに対しては非常な条件があるわけなんです、政府資金を出す場合においては、まあそういう条件を満たすところは、そんなに買わなくてもよそでもよけい満たされるわけ

です。満たし得ないところが一番困つてゐるわけですね。こういう点について、特にこの金融の問題、あるいは税制の問題について、先生何かいい案があれば教えていただきたい。

○参考人(磯部喜一君) そうおつしやる、今、ちょっと私も困るのでして、今の組織で特に政府資金を使ひますときには、あんまり条件がルーズにできないのでございませう。まああまりやりやますとやはり滞りとか焦げつきがでますと、そうしますと、やはり担当者の責任問題が出てくるようになります。それからやはり安全第一と考えますと、やはり相当なシビアな条件というものが出てくるので、これは今日の機構じゃ私はやむを得ないのじゃないかと思つてゐます。だからしたがって名案というものはないですね。

それからまあ先ほどのことに關連いたしますが、私、ちょっと申し上げるのを忘れたのですけれども、何と申しますか、下請を使つてゐるのはみな大企業でございませう。それらの支払いぶりその他に關連して一番痛感いたしますことは、下請代金の遅払いの問題です。私はこれはもつとシビアに是正していいものだと思います。今度、若干改正法案が出ておるようでありませうけれども、あの程度でもまだなまぬるいという感じがいたします。もつとやつてしかるべきだと思います。大体景気のいいときは、まあ親工場というものには相当金払いがいいですけれども、ちよつと下向きになると、すぐしわ寄せがそつちにくる。最近でも多少そういう点のわかつてきた大企業がないわけでもありませんけれども、下請発注する側では、非常に下請のほうの

立場になつて考えても、結局会社の経理のほうからの圧力がかかる、結局しわ寄せがいくというところが非常にたくさんあるのです。そういう意味で、そういう面はフェアじゃないと思ひます。そういう意味の是正というものは、やはり考へてしかるべきじゃないかと思ひます。やはりもう少しそういう形で、そのほうから当然もうこの代金はフェアにもらえる、そこを相当改善すれば、いわゆる下請工場金融問題というものは、僕はかなり改善されていく、こういう工合に思ひます。

○向井長年君 十二村参考人に一言お聞きしたいのですが、特にこの十九条の問題で不当な利益の侵害、こういう問題で、紛争の問題ですが、これはひとつこういう紛争、特に中小企業以外のものとの間の紛争處理については、何かの機関か、機構を持たなければいかぬと思ひますが、そういう中でどういう機構を持たらいいと思ひますか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(十二村吉辰君) 自信のある私は一つの意見は持つておりませんが、むしろ紛争を生ずる原因となつておる産業分野を、秩序を明確にしないと、運輸業者が金がつまんで資本蓄積がされる。その蓄積された資本を運輸企業のサービス面に投資しないで、百貨店を設立したり、あるいは船会社で、これは運輸業ですから船会社はいいでしょ、あるいは不動産の企業をやる、非常に多角経営なんです。あるいは重電機メーカーが弱電機メーカーの仕事を取り上げる、最後には中小企業のセロテープまで取り上げる。

最近ではとにかく大電機メーカーがプラスチック企業に手を伸ばし、雨どいまで作つてゐる。そうしますと、力のある企業が財政金融、また保護政策においては電力料金、水道料金といったような、そういうコスト・ダウンができるような法外な保護政策を加えるだけではなくて、健全な企業を次々に集中化して奪つていく。その結果生ずる紛争はこれはもう事前に原因を排除しないで、末端の底辺におけるとにかく紛争に問題点を、焦点をそこに無理々向けさせるところに問題がありますので、むしろこの点では最後に御要望申し上げました独占禁止法をアメリカですら一昨年すでに強化の方向に踏み切られておる。またドイツはエアハルト経済相が今度副首相になつて、独禁法の育ての親でございませうから、少なくとも僕は中小企業の紛争に對して、もう少し政治的徳を底辺にした理念を持つて整然としたそういうとかく予防措置が講じられるのではないかと思ふ。そういう予防措置を十二分、とにかく法制化の段階に御研究をなさるなり、もしどうしても独禁法強化の方向が、現在の資本主義的政策の方向からいつて無理ならば、経済力を用何らかのそういう予防措置を講じていた方がいいです、そして最終的に予防するならば死の重症になつたからといって、スピロヘーターのある温泉地帯に何の手も加えないで、常にそういうばい菌とのみ取つ組むような、そういう施策の無定見を十二分に御検討をお願いしたいと思います。

○向井長年君 ただいまの御意見は大體中小企業と大企業とのいわゆる産業

分野の確保、こういうことだと思ふのです。これは磯部さんにお聞きしたほうがいいかと思ふのですが、どうですか、今十二村参考人から言われましたように、確かに最近大企業が中小企業の分野の業種までどんどん奪いつつある。こういう状態の中で、産業分野の確保を明確に法制化するということが、言へなければ、業種によっては、これは中小企業の業種である、これは大企業でやっちゃいかぬ、これは大企業の業種だ、そういうような形が現在のわが国の産業界の中で確立することがわれわれも望ましいと思ふのですが、この点ひとつ先生の御意見を聞きたいと思ふのです。

○参考人(磯部喜一君) 理論的には私も生産分野なり産業分野の確立ができれば、これは私はけっこうなことだと思ふのですけれども、ところが、産業分野で、たまたま今は中小企業が作っているという産業分野がかりにあって、それはいつまでも中小企業の生産条件から考えて最もふさわしい産業分野であるということは私は言えないと思ふますね。これは生産技術の発展その他からして、それからあるいは需要量の増大その他からして、これは絶えず移動するものです。そういう場合には、たして理論的に見ても妥当と思ふような産業分野を確定することができるとかどうかという実問題にわれわれはぶつかるといふわけなんです。おそらく中小企業あるいは小零細企業の分野とはつきり言えるものは非常にりようりうたるものであ

る。今二、三の例が出ておりますけれども、あれは量産可能であり、大企業の線に乗るから乗り出してくるわけな

んです。需要量が少なくなればとても大企業はでき得るものではないので、だからそういう意味においては、まあだれが見ても納得できるような分野の確定ということができれば私は好ましいと思ふのですが、もしできないとしたら、そのためにむだなトラブルが起る可能性もある。だからこれは非常に慎重な調査と研究を要する問題じゃなからうか、こういうように思ふわけなんです。それと大企業の多角経営の問題が出ておりますけれども、これも資本主義の社会においては、私は仕方がない問題だと思ふます。それを是正するということになれば、資本主義そのものを是正していかないことには、これは解決できない、こういうふう

に考えております。

○向井長年君 先生、資本主義社会というけれども、そうではなくて、やはり資本主義社会の中でやるのですが、しかし、計画生産ということがあり得るのじゃないですか、計画的な生産というものは、需要に対抗する計画的な生産というものは、これは特にわれわれいなかでも、中小企業だけの問題ではなくて、農業生産の問題に非常によくあると思ふます。最近もなま野菜のレタスとか何とかいうやつが非常に需要が多くなり、どこでもそれを作り出す。イチゴも非常に需要が多いという

と、イチゴをどこまでも作り出す。そうすると、それは飽和状態になって腐らしてしまふ。こういう方向が各所に現われてきているわけです。したがって、これはやはり計画性がなければならぬ。やはり気候風土に、地域に適した生産というものは、これは農業生産の中でも必要であるし、したがって、

中小企業あるいは大企業の中においても、資本主義社会において、そういう自由を拘束しちやいかぬ、こういう理由もあるかもしれないけれども、しかし、政府はやはり需要と生産をいろいろの面から考えて、ある程度の計画というものは立てて進んで、資本主義社会であつてもいいのじゃないか、こういう私たちが意見を持つわけなんです、この点いかがでしょうか。

○参考人(磯部喜一君) まさしくおっしゃるとおりなんですけれども、今の組織のものと、そういう意味の計画を政府ないし地方庁でつか、そこがそういう権限を持ち得るかという問題なんです。おそろくそういうことをおっしゃいますと、今の社会は自由社会だ、そういうことはもつてのほかにと業界のほうでは必ず反対なざるので、私は資本主義社会で計画性というものはあり得ないと思ふます。これは統制はできる。統制と計画というものは別個に考えています。実際では常識では一緒に混同される場合が多いのですが、私ははつきり分けています。そういう意味で、今おっしゃったような計画というものはあり得ないのです。ね。実際とて得ますのは、その関係業者が相互の話し合いで調整をするということはできます。その調整が日本人々にはできない、やらないのです。これは私たちがいろいろ聞いておりますと、ドイツの業界は非常にやっております。だからたとえば隣が新しいものをやると、必ずしも私がそれをやることは——やはりそれを隣がやり、私のほうを追いついた場合に、その需要がどうなるかということに十分の調査の上で見通しを立てて、私のほうとし

ては、新しいものをやる、だからその場合はドイツはうまくいっている、つまり自主調整というものができているからいいのです。日本の場合には、隣がやれば自分のうちも対抗上やる、市場のシェアを従来どおりに保持するたにやる、お互いにむちやな競争をやるといふ意識が先に立つものであるから、できない。私は自主調整でやるべきである、こういうふうな考えでおります。

○豊田雅孝君 いろいろお尋ねしたい問題もありますが、これは中小企業省に関する問題であります。先ほど御意見承りまして、これは御指摘のあります、御承知のとおり、中小企業は複雑多岐である、これは御指摘のあります。たとおり。したがって、また各省にそれぞれ分担せられておるわけであり、通産省にはもちろん相当なものがあり、食料、食料の生産から販売、一貫して農林省がやっておるという関係からいいますと、米から、主食はもちろ、副食それからみそ、しょうゆ、こういうものを一さい農林省でやり、数から言つと、なかなか農林省所管の中小企業があるいは一番多いかもしれない。あるいは業の関係あるいはクリーニング関係などは厚生省、またトラック関係などには厚生省、また運輸省、かように今日行政機構的にみまうと、それぞれ分担せられておる。その中小企業に対しては、中小企業省設置という場合に、今

の中小企業庁を拡大強化し、そして主

管大臣を置くという程度でいいとお考

とで、お産道具からお墓まで徹底的にやっております。そうして多数の支店網的なものを持ち、そうしてその売り上げも巨額の金額に上つておるといふようなこと、これらと中小企業との間に深刻な摩擦が出てきたときに、これを調整する道を全然ふさいでいいのかどうか、ここに問題があるだろうと思うのであります。いわんや農協につきましては、中にはみそ、しょうゆまで作り、あるいは散髪屋まで直営し、あるいはクリーニングまで直営するといふようなところまで出て、深刻なる問題が出てくることは御承知のことかと思ひますが、要するに、これらは一例でありますけれども、そこに非営利のものであらうと営利のものであらうと、あるいは大企業であらうと中小企業であらうと、ここに深刻なる利害の調整、しかもそれが大規模化してくるという場合におきましては、これに對して適當なる調整の道があつてしかるべきじゃないか、こういう点について御意見を承りたいと思ふのであります。

それから最後に、高橋さんに伺ひますが、いろいろ問題があるのでありますけれども、特に登録制の問題、さつき松澤さんから御質問がありました。が、これについてどういふふうな具體的のお考えを持っておられるか。許可制ではない登録制だという点で、私もその点の差異は十分に承知をした上のことでありまして、もっとも最近私は欧米諸国における商業関係の許可制度について、法制的な調べをしておるのでありますけれども、西ドイツには許可制があるということがはつきりわかつてきておりますけれども、しか

し今のは許可制でない登録制でありまして、しからば登録基準というものをどういふふうに置くか、ことに新規開業に對してどういふ登録措置をとっていくか、これについて、もしも実際のな立場からのお考えがありまするならば、お伺ひ、もしもまだその段階に至つておらぬということでありますれば、御研究を願つておきたいということをお願いからめて要望いたしまして、どうか三つの問題につきまして、それぞれお答えが願ひますならば、まことにけっこうであります。

○参考人(磯部喜一君) 理想的に申しますと、やはり各省との所管事項の折衝あるいは調整ということとは絶対に必要だということはおっしゃるとおりだと思ひます。しかし、實際問題といつてしまつては、それをやるには時間がかかると思ひます。また現に農林省の例が出ておりましたが、私もだいたひ存じ上げておりますけれども、いざ話すとすることになると、なかなか話がまとまらないことがある。そうしてそれから、そういう全部の調整を待つてから中小企業省を設置する——中小企業省を設置するよりはさしあたりは現在の企業庁の拡大強化でやつても私はいい面があると思ふ。そうしてその後、そういう調整をやつていただいたほうがいいのではないかと考へております。實際的ではないかと考へております。

分には再生産が保障されているんです。それがいや二十一円だか二十三円く、こう要求されてゐる。こういうたやうな不適正ないわゆる物価政策に對して、われわれは顯著にとかく訴へるという意味で、生活協同組合の目的なんです。われわれは決して好んで物品を扱つておるのではございません。たとえば、ある町のくつ屋さんが共同して、ほんとうにもう原価にプラス再生産の資金、そういうたやうな適正な価格をわれわれといふゆる約束してくるなら、われわれ共同組合店舗は、極言するならば、存在意義は失つてくるのです。そういう面の不当な物価政策に對するわれわれの、やはり弱者も生活が破壊されるという、これは原始時代のホモ・サピエンスの精神基盤の上に立つてゐるわけですね。決してわれわれは好んで店舗をやつてゐるのではなくて、またおっしゃるやうに、大規模というのはい、二の地域の消費者に十二分に理解された結果伸びておるのです。われわれは利潤が上がつたからといつて土蔵を建て、その他安易な生活を営もうという目的意識でございませんで、いわゆる適正な物価政策によつて消費者にサービスするのだというお考えの業者の方は、百貨店に行つては決して御相談に應じないはずで、われわれはいつでも中小業者のために君たちはどうしてもこれをやつてくれるなといつたときは、われわれが扱う品物は規制しまして、皆さんが扱う品物は適正な価格でやつていただきたいということ、これは社会主義政策の本質的な思想とまづこうからわれわれに對立しておりますので、われわれ

これは決して社会主義政策とか、資本主義政策とか、イデオロギーによつてわれわれの協同組合が存在しておるのじやなくて、少なくとも衣食住を基盤とした生活の三原則は、乏しい者、弱い者、いわゆる経済的生活の弱者が結束して生きていくこととする、この尊い態度を僕らは言ひたいのです。人間の尊厳を何とかしてこの精神基盤の上に置いて、あたたかく前向きになつて、そうしてわれわれは法律的に許された範囲内において——決して院外活動をやつておりません。今おっしゃられる点は、むしろ生活協同組合は公社の購買会の一割もやつていないのです。そのうすると、この職場のなかにかく非営利ではなくて、人格なき法人がやつておるこの営業実体までも生協がやつておるやうな錯覚をお持ちになつておるのではないかと思ひますので、生協の実体をつぶさには僕は調査していただきたい、その上において豊田先生の御意見にもう一回これはこの院外においていづれも僕は御相談に應じたいと思ひます。

○参考人(高橋貞治君) お答えいたします。先ほど登録制の問題が出ましたが、これはほのかに聞いておりますところによりまして、中小企業におきましても三、四年前に登録制の下調査でございまして、都道府県でおやりになつたようですが、最近では御存じと思いますが、一橋の名譽教授の博士でございまして、許可制まで最近これはどうだといふことをおっしゃつております。これは百貨店の許可制はけっこうだが、今の憲法ではどうかと思つて一歩引き下がつて登録制を主張しておりますので、これがやつてい

ただきますれば、先ほどの企業合同とか、あるいは店舗の改善などに非常に役立つわけがございまして、登録制はぜひこれは要望でございまして、これは全国的に要望しておりますことを取り上げていただきまして、登録をやつて、それからいろいろな施策を、そのうちから資料を得られるのじやないかと、こう思つておりますので、これは非常に望むところでございまして、御希望がありましたら……。

○川上為治君 時間がありませんので、私は一点、磯部先生にちよつとお伺ひしたいと思ひますが、これは中小企業基本法の制定審議の基本的な問題に実はなつてくると思ふのですが、ある大学の先生のお話を聞きますと、名前は別に申し上げませんが、今後の中小企業問題として一番大きな問題といひまして、一番日本においては大きな問題であります。生産者についてはさほど革命的なことは起きないだらう、しかし流通機構についてはもうすぐ大きな革命が起つてくるやうな話を盛んにされ、また同時に本にも書いてあるわけなんです。これに對しまして全国の流通関係の人たちは非常に脅威を受けまして、心配をいたしまして、自分たちはどうなつていくのだらう、今後どういふ対策を早く講じたらいだらうかといふやうに戦々きやうきやうと実はしておる人たちがたくさんいるわけなんです。たとえば、スーパー・マーケットの問題とか、その他のいろいろな問題がありまして、これらの説によりましてといふと、小売業者百三十万軒のうち、半分が三分の

二ぐらいにはずなつてしまふだらう。あるいはまた、問屋さんについては特にそれがひどくて、うんと減るだらう、こういうことが盛んに唱えられておるのですが、一応その方向としては私も了解することもできるので、問題がそんなに早くくるといふようなことになりまふという、われわれとしては基本法の制定の問題についても、その問題は非常に研究した上で、やらなくちゃいけないと思うのですが、その意見に対しては、中にはそんなに早くくるといふ、日本の産業の構造なり経済の構造なり、いろいろな点から見まして、さういう早くくるようなことは絶対ないという意見もありまふ、そういう点について先生の今後の見通しですね、そういう点について、どういふふうにお考えになつておられますか、その点を一点磯部先生に御質問申し上げるわけです。

○参考人(磯部喜一君) だいたい予測の問題になりますので、はっきりしたことは申し上げかねるのですが、ある方が書物で書いておられるように、私は五年間のうちに今の流通革命が完成するといふようなことは毛頭考えられないと思うのです。ただ相当テンポが激しいといふことは事実だと思ひますが、しかし、たとえばスーパーにしても、あるいはセルフ・サービスの店にしても、今では非常に数はふえておりますけれども、あれがはたしていつまで続くかという問題がある。アメリカあたりと違ひまして、私はこういう考えを持つております。日本で万引というやつがどの程度スーパー・マーケットあたりでチェックできるか。きょうか

きのうの新聞にもだいたい出ておりましたけれども、農村、地方都市のスーパーあたりで非常に万引が多い。おそらくデパートよりも非常に多い率を占めておるのじゃないか。この万引による損害というものはどうしてカバーできるか。おそらくこの問題から、現在ある相当数のスーパーが相当僕は参るのじゃないかといふことを考えております。そう考へて見ますと、まあ極端に言えば、スーパーおそれるに足らずといふことになるわけです。現在独立の小売業者が今おっしゃつたように、ある程度少なくなるかもしれない。しかし少なくなるには、そういう方々にやはり考へてもらわなくちゃならない点があるわけです。私ずつと見ておりまして、一般の小売商の方々はまだ勉強が足りない。それはどういふ点において勉強が足りないかといふことについて、えは商品の仕入れといふことについて非常に私はまだ考へ方が浅いと思ひます。前世紀末から今世紀にかけてドイツの小売業者で一番強敵であつたのは生協であつた。消費組合が非常に発達しました。じゃ、それによつてドイツの小売業者が参つたかといふと参つておりません。生協対策といふものを立てた。もちろん生協のときが一番大きくなりましたのは食料品関係の小売商であります。そうしてつぽな協同組織の機構を確立した、それが今ドイツにありますエデカという組織であります。全国組織がもう七十年の歴史を持つておるのであります。それから単位組合であります。ベルリンにあるやつとか、その他のやつが七つか八つぐらひは百年以上の歴史を持つておる。全国組織ですらも七十年持つておる。

この組織は実につぽなものですね。日本ではあまり研究されておりましたけれども、それによつて十分な対策を立てた。その結果、今どうだといひますと、たとえばミュンヘンで聞いた話ですけれども、生協のほうがたじたじなんですね、むしろ。そういう努力は私は幾らでもまだあると思ひます。それによつてそういう対策を立てていけば私はまだ小売といふもののファンクシヨンは十分にあるのですから、そういう単にかけ声におびえて自分はずなつてしまふのだといふような考へを持つこと自体が間違ひじゃないか、こういうふうに通つていいます。卸の問題になつてくるとちよつと違つてくると思ひます。

○委員長(赤間文三君) 他に御質問ございせんか。——他に御発言もなければ、午前の審議はこの程度にとどめます。

参考人の方には長時間にわたりましたまことにありがとうございます。ほんとうに厚く御礼を申し上げます。ほんとうにありがとうございます。

速記をちよつととめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(赤間文三君) 速記始めて下さい。

午前はこの程度で休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、中小企業基本法案(閣法第六五号)外四案を議題とし、午後は五人の参考人の方に御出席願つておりますので、これから順次御意見を伺いたいと存じます。その前に、一言お礼を兼ねまして、ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々は、本日はまことに御多忙の中、また非常に暑いお天候にもかかわらず、また非常にお暑いお天候に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員一同にかりまして、厚く御礼を申し上げます。

参考人の方々は、大体各自二十分以内で御意見を述べたいと思ひます。考へておられます。五人の方の御発言が終りましたあとで、委員の方から御質問がありまふ場合には、お答えをお願い申し上げます。お答えを願ひます。

○参考人(春野鶴子君) 主婦連合会の副会長をいたしております春野でございます。

一言おわびを申し上げますのでございますが、きょうの日に備へまして、中小企業基本法を私も十分勉強いたしました。予定で時間をとつておりましたところ、不測の事件が起きまして、そのために遅くへ旅行に出なければならぬといふようなことが、直前に起こりましたので、詳細にわたつて勉強する時間を逸しておりますので、不行き届きの点をどうぞお許しくださいたいと思ひます。

私もここに出席しております中小企業基本法の概略を拝見いたしました。たいへん至れり尽くせりであり、な事柄が並んでいると思ひます。従来、中小企業の皆様方が、どうかいたしますと、資金がほしいのだけれども、大企業のように十分借りることができないとか、政府はとかく大企業の

方々を非常に応援されるけれども、数の多い中小企業の者たちは、砂をまいたようにほり出されては、非常に不満だといふことを承つておりましたから、もしこういう法律が進みまふならば、中小企業の皆様方の従来の御不満は、だいぶ満足されるのじゃないかといふような気もいたしますけれども、私も消費者側といひましては、大企業は大企業の行き方なりに不利な面が、消費者のほうにしわ寄せをされる。そこでまた今度は、中小企業の近代化、合理化、非常にこれを育てなければいけないという目標でございまして、たいへんけつこうなようございまして、よほど慎重にお進め下さいませんと、中小企業の皆様方の近代化、合理化の是正といふふうな、かねがね中小企業に従事していらっしゃる方々の御不満が、だいたい埋められるかもしれないけれども、その育成を急ぐのあまりに、そこから出て参ります奇妙なことが、はつきりいへば、たとえば下がるべき値段も下がらないで、高いほうの料金が、簡単にいいますと、消費者の犠牲において中小企業の皆様方が育つていくといふようなことがあつては、せつかくこの法案も私もあまり嬉しくないでございします。

これまでも私もこれに類似したような法律であり恩恵をはつきり受けたから、むしろそうでなくて、いろいろ政府や官庁が干渉なさるとあべこべに物価が上がる。しかも、その名目は過度の競争を排除する、あるいは格差を縮めなければいけないとか、近代化、合理化をするんだといふいい名目

で、しかも、悪いしわ寄せは消費者のほうに受けざるを得ないという経験が多いのでございます。当たらない例かも知れませんが、大企業の一つの例でしたら、バターを生産される、名前を言って恐縮ですが、雪印という大きな会社がクローバーを合併されて、相当大量の生産量をおつかみになった。それならさぞ合理化されて、量も豊富に出回るし、お値段も下がるだろう。こういうふうに期待をいたした

ましたら、そういう事実は全く出て参らないのでございます。むしろお値段がかっちりきめられてしまって、下が

るべきものも下がらない。こういうのがこれは大企業の方の行き方でございますがございました。それから最近出て参りました新しい寝具でございます

ますが、ホームラバーと申しましようか、これをお作りになっている大メーカーのほうでは、非常にこれが幸に売れましたので、会社としては笑いがとまらないくらいに利潤が上がった。それで値段を下げてもっともと広く、

こういう計画を立てられたようでございます。そうしましたら、これを受けて売ります小売業者の方々が、表価格が下がると、たとえば三割なら三割の利益が小売りにいくといいますと、その同じ三割でも価格が下がると利益が

減るからもう下げないでくれ、こうい  
う突き上げが強くて、どうしても会社  
として値段を下げられない。これは実  
際メーカーの責任ある方々からごく最  
近聞いたことでございます。

従来の中小企業団体組織法とか小売商業調整特別措置法、それから御承知のようにサービス業関係では環境衛生に關します通称環衛法というのがござ

います。これなんか一つモデル・ケースでございましょうと思って、これは少し詳しく申し上げたいのでございす。これらを見ましても、前段に申し上げましたように、何かよさそうな法律でございますけれども、数多くの業種が一つ一つ、たとえば環衛法のような網の中にお入りになる。育成もされるかもしれませんが、どうしても値上がり云々ということとは必ず消費者のほうにやってくる。むしろこういうもののなかった昔のほうがいいのじゃないかしら、そういう実感がひしひしとあるのでございす。

これは現に目の前で起こっていることとでございます。この中身につきましては、あとで申し上げますけれども、それでまじめなアウトサイダーの方々

が非常に個人的に企業努力をなさいますして、消費者とマッチして正しい繁栄に進もうとなさると、これを団体の組織に入っていられしいわゆる組合の方々が、ちょっと申し上げにくいのでございますけれども、いろいろな意

味での圧迫をなざるのです。そういう企業努力をむしろ組合の安易なかげに隠れて、そういう人たちを異端視いたしましたり、値下げをして営業するとは何事だというようなことが実に多く起こっております。ですからこれは非

常に私どもの今までの経験からして、心配が過ぎるのでございましょうけれども、とにかく心配しているというところとをよくよくおくみ取り下さいまして、この法律をお進めになるにつきます。

しては、中小企業の、しかも、数が非常に多いのでございます、その業種の方の合理化、近代化ということは、ほんとうに必要なことだろうと思います

が、その名目で、うっかりいたしますと、組合万能主義になる、あるいはどうかいたしますと、政治的な交渉団体、あるいは奇妙な意味の圧力団体、そんなふうになる心配はないかしらそのかげに隠れて、あまり個人々々の一生懸命な努力というものがスポイルされて、何かいえば組合を通じて政治にたよるといふようなことが起こりませんように祈るのですが、それから通産省なら通産省がこの数多い中小企業の方々を、この中小企業基本法というそのワクの中で、この畑は通産省の管理下にあるのが、申し上げにくいこと

でございますが、何か官庁がそれだけのもの、その勢力をかかえ込んで、変なことになるかばいいと思いますけれども、そんな心配も今までの経験

それから格差を縮めるとか、あるいは不利な点を補正するのだ、こんなふうなことがうたわれておりますけれども、何を基準にして格差を縮める、何を基準にしてその給料の格差というも

のを、どの時間においてどれだけの格差があるから、それを縮める。縮める段階が何年かたって縮んでしまつて、いわば私どもの頭でしたら、大企業という一つの標準がある。それから中小企業の標準がある。その格差が縮まる

というなら、すべての業種は何といい  
ましうか、賃金のほうでも、あるいは  
生産能力のほうでも、みな大企業に  
なりなさいといううな、そういうふ  
うなことかしらと思つてみたらしい

ます。どの時間においてどの基準に縮めようとなさるのか、この辺だいぶあいまいなような氣もいたします。

それから成長する業種とあまりこれ

から望みが無い、あまり役に立たない  
そういう業種を相当整理なさるとい  
うことも聞きますけれども、こんなに数  
の多い中小企業の各業種を、どんなふ  
うにして、これは成長産業だから大い  
に助けて育てる。あるいはこれとこれ  
はもう望みなき産業だからあなただめ  
なさい、やめるかわりに転業というよ  
うなものをおっせんしてあげましょ  
う、こういうようなことがうたわれて  
いるようでございますが、文章で書け  
ばそのとおりでございますけれども、  
そこは生きた人間のことです、どんな  
ものでございましょうか、この整理ある

いは判定ということは、非常にむずかしいのではないかと思います。

それから中小企業の皆様方が絶えずいつておられ、また、ほしがっておられ

る金融措置であるいは統制上の手段、そういうこともうたつてあるようにございます。だけれども、これもうっかりいいたしますと、非常に数も多いこととございますし、さきに申し上げましたように、もうとにかく政府が今度保護して

の努力をなさらずに、金融々々といつたふうな依存心がいたずらに出てくるのではないかしら、私どもの心配が杞憂に終わればそれでけっこうだと思えますけれども、そんなふうな点を一と

ちよつとこまかいことに入りまして  
恐縮でございますけれども、たとえば  
さきに申し上げました環境衛生、通称  
環衛法と申しますが、環衛法の問題で

ございますが、これは一つのモデル・ケースとして先生方お聞き下さればありがたいと思うのでございますが、これは御承知のように、国会では、もう

過度の競争でひどくダンピングするところを押さえて、そうして大衆のために公衆衛生を維持するという目的で、組合の希望があれば、一つの適正な基準価格をきめることができる、それを認可いたしまして、それを皆さんが守っていく分は、独禁法の違反、独禁法の範囲から除外する、こういうことで進んで参ったのでございます。私ども当初からこういうことをやると、必ずサービス業界の料金を引き上げることになるということをかたく七年、八年前から信じて反対もいたしたのでございますが、現に今日まで実際が進んで

まいまして、基準価格はなるほどほんとうに苦心惨たんいたしましたして、計算カルテル方式が何かではじき出しました

て、これには人件費も多分に含めて、それからその他いろいろの一切の費用を入れてましてはじき出した基準料金でございますが、これはもう完全な最低料金ということに言いならされてしまいました。その当時、基準価格がきまり

ましたときには、業界代表の方々はこれと前後して、これから百円も二百円で営業するにたつたような料金もいたずらにはね上がったような料金もいけませんし、決してそんなばかなことはしませんよということを審議会の席で

もたびたび宣言されたのでござい  
ます。ところが、それはもうつかの間で  
ございまして、過去三年の間に値上が  
りいたしました諸物価の値上がり率と  
いうものを御調査下さればおわかりに

なりますように、理髪、パーマあるいはクリーニング、こういったものの値上がりはまことに目ざましいものがございます。私どもしばしば厚生省にも



はあすかりたいのでございますけれど、あべこべに両方から不利益を受けるといふ例が多かったというのを申し上げたいのでございます。

それから、スーパー・マーケットがなぜ燎原の火のように三千以上の店が

できたか、いろいろ論ぜられておりますけれども、これとてもやっぱり消費者がそれを愛し、それを信頼して、そこにその店が繁栄するから、なぜスーパーマーケットに主婦が集まるかということに、もう自然ではございませんよう

けれども、従来の中小企業の方々のあるいは企業努力の足りなさ、あるいは現状をみずから打開しようとする意欲の足りなさでしょうか、非常に研究の毒な点もあるかと思いますが、そういう間隙を縫ってスパーという

ものが店開きをしたら、そこに非常に消費者の気持ちにマッチしたものがあつたという、この自然の姿をもう一度よくごらんいただきたいと思います。さればといって、スパー万能か。何もかもスパーというものを支持するも

それから最後に、ごく零細な業種の方々もあろうと思います。その方々

が、ついに転業せざるを得ない。あるいは、まあ、つまりワクからはずされた、そういうこともあろうと思います。それから、ごくお年を召した方々で、細々ながらそのことをやっていけばどうにかいけるんだと、そういう人たちが、まあ、

て、ああいう人たちのお店なり工場なりはあってもなくてもいいんだという

ようなふうな烙印を押されて、一そう凋落、あるいは悲しい末路をたどられると、そういうふうなことも、十分あったかと思ひます。ただ販売させなからうかと思ひます。ただ販売させたら新しい販売もけつこうでございまして、まあ動き盛りでございまして、新しいけれども、そういう点も問題が出てくるような気がいたします。

ですから、最後に私も消費者側としてお願い申し上げたいのは、まあまっこうからこれを反対するという意味合いのものはございせんので、けれども、今申し上げたような非常に心配がたつきまといつて、ございせんので、何とかひとつ、大企業も大いに発展していただきたいし、それから中小企業の方々も、従来の弊害を乗り越えて、いい意味にそれに因のあたたい目当たつて育つていただきたい。これは異存はございせん。だがしかし、今申し上げたような心配があることと、あわせて、できればこの法律でもって、そういう未熟な人たちがずつと近代的にあるいは合理化され、非常にたくましい業種として伸びていける、また育つていくんだというふうな期待がございせん。ならば、そうやって伸びていくがゆえに、それによつて出てきた利益がこのように消費者に還元されるんだ、またされなければならぬというふうなことを何か具体的に明示し願えないだろうか、並行してそういうことがほしいと思ひます。あるいは消費者保護だとか、あるいは消費者の教育だとか、そういう点は全く国の手としては伸びておりません。それをそのままほうつて、大企業、次には中小企業というこ

とでぐいぐい進められて参りますと、申し上げたような心配が私どものほうには非常に暗くおおいがさつてきはないかという心配でございせん。経済成長ということが非常にうたわれまして、成長していくためには多少の物価の値上がりはやむを得ない、なるほどそうかもしれない。だがしかし、多少が大へんな多少になりまして、もう経済成長あんまりうれしくない、それよりも物価を押えてほしいといううな事実がここに出てくるようでは、これも私もあわせて非常に悲しく思つてゐる点でございせん。したがいて、中小企業の方々の発展育成ということは望ましいこととございせんが、その名目において、反面消費者に犠牲をしいられつ、この方面のみが成長するというのは片手落ちではなからうか。ぜひ、そういう点に十分な配慮と慎重なお進め方をお願いしたいと思つております。以上でござい

○委員長(赤間文三君) 春野さん、たいへんありがとうございます。

○委員長(赤間文三君) 次に、小沼参事人にお願ひを申し上げます。

○参考人(小沼良太郎君) 私は学者でもなければ、また、法律家でもないの、ほんとうの一介の労働組合の幹部の立場からこの問題をお話ししてみたい、こう思ひます。

この中小企業基本法について、この法案についてはわれわれ労働者は少なくとも非常な期待を持ったはずだと思ひます。中小企業の方々も期待を持ったと思ひます。それはあらゆる政党が少なくとも中小企業を育成強化しなけ

りやならないということを政策の中に第一点として大きく打ち出しているはずだ。選挙があるたびに中小企業を育成しなけりやならないということ公約されているはずだ。したがつて、そういう意味合いから申し上げるならば、ほんとうの中小企業とあるいはそこに働く労働者を考えた上立つてその利益を守つていく、こういう立場が明確にならなくちゃならな

いだろう、こういうふうな期待を持つておつたのですが、この法案については、御承知のように、経営者団体も反対して、反対意見が相当出ております。いわゆる中小企業の同友会あるいは全商連の総会等によりまして、この法案そのものは、農林基本法と同じように、いわゆる中小企業の切り捨てをやるのだ、こういうことを同時に、この法律によつて整理を断行していくのだ、こういうことが第一点にあげられております。第二点は、中小企業の近代化促進法という、きわめて美名のもとに、指定業種の一部にひもつきの近代化をはかうとしてゐる。第三点は、産業分野調整と称して、官僚の指導による調査委員会の手で調整をやらせようとしてゐる。第四点は、改正団体法をこゝとして、業種別組織化を推進し、合理化統制をはかうとしてゐるのだ。なお、これにつけ加えて、この法案は金融、税制、下請取引などにおける独占偏重政策にメスを入れることなくして、こういう法案を提出したところの問題がある。こういう攻撃の仕方をしております。また、全商連の総会においては、これも現実的に考へてみた場合、その真のねらいは、切り捨てるということとを前提としてやはり

攻撃をしております。かように業者団体それ自体がこの法案に対しては反対意向を持つてゐる。そういうことから考へても、われわれ労働者の立場では非常に関心を持たざるを得ない。かりに経営者団体の人がおつしやつてゐるような立場で、中小企業の切り捨てと整理統合、こういうものをやるとするならば、一体労働者はどうなるのか。この法案に――最後に申し上げますけれども、そういう働く従業員のこと、たつた二点、簡単に、しかも抽象的に触れてゐる。それは第一点は、第十五条の二項で、「中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要の考慮を払ふものとする」、この二点で、明らかに労働者の首切りを当然やられるだろうし、これについての救済をどうするかという

ことについては何ら一言も触れておらない。また、二十三条では、近くのいわゆる大企業者をさしておると思ひますが、周囲の賃金と同じようにしてあげよう、この二点が労働者の立場を現わしてゐると思ひますが、この二点とも別にこの法案がなければできないというものでなくして、法案がなくとも当然政府としてこういうことは行なうべきが中小企業育成の問題じゃないか。またそういうことを考へるところに労働政策があるのではないか、こういうふうな考へるわけだ。ところが今中小企業が、戦後後労働者がほんうに協力しながら、いろいろ大企業にあぐらをかかれながら、その下積みとして今の日本の産業を育成してきた、しかも不況で、いわゆる朝鮮動乱のあの影響によつて中小企業の倒産が目立つてくる、しかし、その中で労働者と中小企

業の経営者は全く真剣になつて自分たちの企業を守り通してきた。ところがここ二、三年来、皆さん御承知のようになつて、中小企業にとっては、なるほど金融の問題もございまして、うけれども、金融問題以外に人の問題が非常に困難を来たしてゐる。特に若年労働者の定着なり、あるいは充足という面から考へますならば、まさに中小企業は大企業に押しつぶされてゐるという形が顕著に出てきてゐるわけだ。

賃金格差についても、そういう若年労働者の雇用関係あるいは労働者それ自体の雇用の安定、定着ということから考へて、六大都市においては、その格差があるというよりも、若年労働者の場合にはまさに同じくらいまでに格差が縮まつてゐる。しかし、これは中小企業そのものがもうかつておるというところではなしに、自分の企業を守ろうとするその立場からどうしても賃金を上昇させなければ労働者の定着が成り立たない、充足ができない。そういう点が非常に中小企業の困つておる面だと思ひます。神田の問屋街にしても、三十三名も三十五名もいた洋服の生地の間屋さんが現在十名に減つてゐる。減つたからといって、その産業があるいはその企業がけしからぬのだとはならないで、むしろこの労働者を雇おうとしても雇ひ得ないところのそういう状況にある。したがつて、企業そのものは十人以下だからどうのこうのといふことには私にはならない、こう思ひます。若年労働者にかつては中小企業では中高年令層、中年や高年令の人力に依存しなければならぬ。したがつて、中小企業の経営の中にはほとんど八割くらいい

で、そういう中高年令層の労働者に依存しなければならぬ。ひどいところには若い人がほとんどいない。こういう実態です。しかもこの労働政策の面から中小企業の関係をお前たちから少なくとも受け入れ態勢がないのだからやむを得ないのだ、いたし方がないのだ、これであつては、一体中小企業なり労働政策なり政治というものはなにかと同様だと思ふ。いたし方もなければ仕方がないから、お前たちのほうはそれでがまんしなければならぬ、人は入らないのだ、こういうことであつては政治もなければ、いわゆる労働政策ももたらぬ、こういうことを直してやるところに政治というものはあつてよろしい、こう考へておるわけだ。

それからもう一つは、そういう大企業に労働者がほとんど、若年労働者が行つちやう。これには賃金格差の問題もございましょう。また福利厚生施設の面もございましょう。それからもう一点は、技術、技能を修得するといふ、こういう関係に立たされておる点もあると思ひます。今東京都で五億一千万円の予算で、毎年のように中小企業の働く若年労働者の技能を高めようといふことで、いわゆる職業訓練をやつておるわけですが、せつかくいなかから、三万円なり四万円もかけてつれてきた若い労働者が、この技能を修得するために、経営者がいわゆる都の委託生として委託訓練を行なつておる。事業内訓練においては、これは大企業が自分のところでやりますからよろしいのですが、この技能、職業訓練、こうしたものが中小企業を目的とし、中小企業の技能を、技術を高めよう、こ

ういうことで五億円もつぎ込んでやつて、一体どういふ効果が上がつておるかとおし上げますと、せつかく経営者がいなかからつれてくる、そうしてその東京都の委託訓練所に入れる。その費用はもちろん中小企業の経営者、ところがそこを訓練を終えるといふと、ほとんどが大企業に引つ張られちやう。定着しない。こういう面が非常に多いわけで、したがつて、先ほど申し上げたように、若年労働者の労働力がほとんど中高年令層の労働者に中小企業がまわつておるといふ現状です。

また、中小企業がたぐさんあるから過当競争が起るとか、あるいは生産過剰だといったようなことは、これはむしろ私は逆だと思ふ。なぜか。今まで中小企業の分野として仕事をやつておつた製品やそういう仕事を大企業がほとんど今始めておる。そうしてその反面、中小企業は非常な圧迫を受けておる。たとえばダンボールの問題にしても、あるいはそういうような紙を製造する大きな会社はほとんどダンボールをやり出した。したがつて、今まで中小企業の生産として、自分の生産品としてみておつたのが、ほとんどが大企業に移されてしまふ。あるいはポンペでもそうです。あるいはスレートの問題もそうです。あるいは最近ではベニヤの製造にしても、あるいはベニヤに使う接着剤にしても、大企業が大本山によつて始めてきておる。こういうことで、決して中小企業が過当競争をやつておるとかといふことではなしに、大企業の立場に立つてそれが行なわれておるといふことを見のがしてはならない、こうわれわれは考へます。

したがつて、この法案が、経営者団体がおつしやるように、いわゆる切り捨ての、最終的には切り捨て整理の法案だとするならば、われわれ労働者の当然解雇という問題が出てくる。しかも、先ほど申し上げましたように、中小企業の今の労働力は中年層、高年令層に依存してゐる。この人方が相当な数解雇の運命に合わなければならぬ。ところが再雇用をやるなどといつても、中年層や高年令層ではなかなかそれは雇入れの方々はあまりいらつしやらない。こういうようなことになつた場合、やはり中高年令層の失業者がおそらくまたにはらんするでありません。これに対して先ほどの十五條で、就職を容易ならしむるよう考慮するといふことです。一体何を考慮したらうのか私はわかりませんが、おそらくそういうことは、それを救う、失業者を救うということには相ならない、こう思ひます。

そこで、この法案で、中小企業という範囲の問題がございますけれども、その範囲の問題で、いわゆる中小企業の上に位置するところは、少なくともこの法律によつて恩恵を受けるでございましょう。しかしその下になるところは、これはだれが見てもやはり切り捨て整理の対象にその方向づけがはっきりとしてゐるのではないか、こう考へます。

次は、現在いわゆる政府の方針である貿易の自由化や技術革新、あるいは系列化、あるいは低賃金政策、あるいは合理化の問題等、これだけでも今東京都の中小企業の状態はどうなつてゐるか、こう申し上げますならば、中小企業で倒産したのが大体二百件近くあ

ります。それから現在そういうことを土台にして労働間の紛争を起しておる、首切りやいわゆる整理の対象になつて、労働問題として紛争を起しているのが百二十ぐらい東京にはあります。こういう実態の中で、この法案が通ると同時に、中小企業に働く中高年令層の労働者のもし解雇が続々出てきた場合は、おそくは終戦後最大の私は労働紛争が巻き起ころのではないかと、こういうふうに考へます。そのような状態の中で、この法案が成立し、不幸にして私たちが考へているような切り捨てごめんの政策がとられたとするならば、今申し上げたように、労働者という立場に立つて考へる場合、どうしても賛成はできない、こういう結論になります。したがつて、好むと好まざるとにかかわらず、労働間の紛争といふものは非常に激化するということは予想にかたくない、こう考へております。

したがつて、真の中小企業育成の法律を制定するとするならば、いわゆる金融、税制、下請の問題、あるいは雇用と賃金格差の問題、あるいは技術、技能の問題、あるいは福利厚生の問題、こういうことを基礎として、そうして真に中小企業の悩みや、そこに働いてゐる者同士の立場を基礎にしてこそ、そういう方策を立てるべきがほんとうではないか、こう考へます。安易な首切りや人員整理、安易な方向ですべてのしわ寄せを中小企業の経営者と、またそこに働く労働者に押しよせるような法案には賛成できません。同時に法によつて縛る前に、政府なりが真剣になつて、むしろ法案によらざるどころの重要政策の一つとして取り上げて、

今申し上げたようなことを解決してもらうことが好ましい、こう思ひます。したがつて、この法案については労働者の立場から反対せざるを得ません。

○委員長(赤間文三君) 小沼参考人ありがとうございました。

○委員長(赤間文三君) 次に村岡参考人をお願い申し上げます。

○参考人(村岡兼吉君) 私秋田県の商工連合会長の村岡兼吉でございます。

この中小企業法案が国会に提案されましたからいふん長い時日を経過しまして、一日も早くこの法案が通ることを心待ちに待つておる次第でございます。

中小企業三百九十万、その約九〇％に相当するのが小規模業者でございます。いわゆる零細業者であります。そのうち六〇％が商工会員であります。私はこの零細業者の立場から少しく意見を申し述べさせていただきますと存じます。

政府案につきましてはおおむね私も賛成でございます。小規模企業対策が、法案の中で、またその関連法律の中でどのように位置づけられ、取り扱われているかが、あるいはまた国の助成策がどのような方向で裏づけされておるかが、私どもの最も関心を持つところでございます。私どもの切実な願いがいかほど理解され法律の中に盛り込んでいただけるかを真剣に見守つて参つてきたのであります。第二条の中小企業者の範囲につきましては、特に中小企業の下積み層を助成するため、資本の額または出資の総額及び従業員者の数の上限を引き下げていただき

たいのであります。小規模業者とあまりにも諸条件がかけ離れた大業者——中小業者といひましても、相当大きいのがございます。それと同一に扱っていただくことは、下積み層に対する施策が薄くなりがちであり、忘れられるおそれがあるものと杞憂を感じるところでございます。この点特に御配慮をお願いいたします。

国の施策については当を得たものが多いいのですが、ただこの法案の中で災害援助対策が盛り込まれておりませんことは遺憾でございます。農業基本法にありますが、風水害、雪害、大火災等、予測せられない災害に対する救済の道をぜひとも講ぜられんことを切に私も望むものでございます。

第四条の商業及び第十九条の事業活動の機会の適正確保につきましては、小売商業についての対策が十分でございます。私も全国商工連合会として、さきに小売商業振興法、仮称でございますが、これを制定せられるよう関係筋に陳情いたして参つたのであります。ぜひともこれを実現していただきますのであります。商工会法が公布せられましたから三年の時日をけみいたしました。その間運営にあたりまして種々なる困難に逢着いたしました。それはデパートあるいはスーパー・マーケット等に対する措置あるいは農協、生協、購買会などの員外利用の野放しの措置、これらのためにあるいはまた経済上のためにもございすが、小売商業者は、このおりに食ひまして、売り上げの減少、事業の不振、ひいては倒産に至る者を数多く見るに至つたのでございます。これを救

済するためには、やはり指導育成を強化し、金融の円滑化をはかり、税制上の優遇策等をもって対処する以外に方法はない、その上に法の制定によりまして活動分野を規定していただく以外に方法はない、こう考えるものでございます。しかし、かかるべき御配慮をお願いいたします。私もこの法案の制定によりまして、流通秩序を保ち、小売商業経営の安定をはからんことを切望しております。また、政府の施策に頼るのみでなく、みずから体質改善、経営近代化に即応いたす等、意欲を持たなければならぬのでございまして、それは十分心得ておりまして、商工会活動のこれまでの重点をそこに置いて組織強化をはかつて参つたのであります。したがって、私も恒久的な法律ではなくとも、年限を切りました私どもの中小企業、ことに零細企業がある程度の点に達するまでの間、短期間でもつけようございまして、適切な御措置を賜るようお願いする次第でございます。

第六に、第十五条の事業の転換についてでございますが、貿易の自由化その他経済の目まぐるしい変動によりまして、この事例が今後ますます増加するものと思われまが、石炭対策の例もありまして、事業の転換にあたりましては、特段の手厚い保護措置を要望いたします。

第七に、第十六条の労働に関する施策につきましましては、まことにけっこうでございます。諸般の悪条件によりまして、私ども小規模業者には質量ともに劣悪なる労働力しか保有できないのであります。農村における労働者が老

令化、女性化の一途をたどつておると同様に、私ども業者の労働力も低下の一途を走つております。従業員の福祉厚生、この対策、施設に對しまして大幅の助成を御配慮下さるよう切に望みます。

第八、十八条の下請取引について申し上げます。特に下請業者の代金支払について、常日ごろおくれがちであることは伝えられるところでございしますが、不況に際しましては、第一番にそのしわ寄せが下請業者に参るのであります。特別の金融措置を講ぜられまして、たやすく現金入手が得られるよう、たとえば元請業者の発行する手の形の割引については何らかの手を打つていただきたい。非常にこの手形が割引できない。このために材料の入手その他のために倒産しておられるものも在住する本荘市に発生しておる状態でございます。この点ひとつとくと御勧告をお願いしたいと存じます。

第九に、二十三条につきましましては、特に商工会の会員にとりまして密接な関係のある条文でございますが、商工会の組織等に関する法律の趣旨を一段と活用いたしまして、経営改善普及事業をますます強化するため、商工会関係、特に小規模業者に対する政府予算の大幅増額を要望いたします。小規模業者の改善育成は、経営改善普及事業なくして、とうてい望み得ないのでございしますが、私も商工会の運営に際しまして、幾多の支障を感じております。それは経済活動を禁じられておることでありまして、公員のために事業資金の貸付あるいは貯蓄、共済事業、保険事業の代行あるいは信用保証協会の保証事務の代行等を商工会の事

業等で行なうことができませんように、この措置をひとつお願いしたいのであります。また税措置につきましても、商工並びにその連合会に對して、固定資産税、不動産取引税、道府県民税、市町村民税の非課税措置がなされております。そこで私も以上の事がらを商工会法の第十一条事業の範囲に追加改正されんことを希望いたしますのであります。

第十番目に、第二十四条の資金融通適正化につきましましては、第一に国民金融公庫の貸付ワクの増大が特に望まれております。また中小企業金融公庫について、主として製造業者の設備投資が対象となつておりますが、小売商の店舗改装などにも同様の措置が講ぜられんことを御配慮願ひたいのでございします。また私どもも一番多く利用いたしておりますところの相互銀行、信用金庫、信用組合が円滑に融資できるよう、公庫代理業務において大幅なワクの増大をはかられるようお願いいたします。信用補充に關しましては、信用保険公庫並びに信用保証協会の充実が最も急務と考えます。信用保証協会の規模は地方により異なっております。その基金の量、したがって、その保証しき格差がございします。地域によってこうむる業者の利害得失は相当の隔たりがあるのでございます。貧弱な地方の財政では、今にわかに基金の増大をはかり得ない実情にあります。この点、国の施策によりまして、あまねく業者がこの恩典に均霑するように御配慮をお願いいたします。また取り扱い店舗も比較的少ないのでございまして、面積の広大な地域においては非

常に不便を感じております。先ほど商工会の行ない得る事業のところでも申し上げましたが、商工会にその事務を委託することができまさら、このことは解決できる問題だと考えております。

第十一番目に、第二十五条の企業資本の充実については、税の面では御配慮をお願い、特に小規模業者に対する事業税の減免措置を講ぜられまさらよう要望いたします。

第十二番目に、第二十八条の中小企業政策審議会の設置につきましましては賛成いたします。私も私どもとしては賛成いたしたいことがありますが、それはこの審議会に小規模業者の代表として商工会関係者からの委員を任命していただきたいこととございします。これは先ほど申し上げましたように、三百九十万あまりの中小企業者の八九割を占める小規模業者の長いかつ切なる願ひでございます。また関連法律の中において審議会を設置される等のことがありまして場合にございまして、同様の御措置をお願い申し上げます。

○委員長(赤間文三君) 村岡参考人ありがとうございました。

○委員長(赤間文三君) それでは次に山田参考人をお願い申し上げます。

○参考人(山田藤太郎君) 私はだいたいま諸先生方のお手元に配付申し上げました公述要旨に示しましたごとく、全国の繊維製品卸売業に關する商業組合連合会の理事長並びに石川県における単一組合の理事長、同じく石川県中小企業中央会の会長をいたしております

るが、私も中小小業者が中小企業基本法に對し要望する点を綜合し意見を申し上げたいと思ひます。

中小企業の範圍、定義の問題でございすが、法案には「資本の額又は出資の總額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種に属する事業」を営むもの、及び商業またはサービス業を営むものにあつては、「資本の額又は出資の總額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員が五十人以下の会社及び個人」と定義してございすが、今後の経済が高度に成長する情勢にかんがみまして、はたしてどうかと疑問を抱かざるを得ませんのでございします。

現在の経済構造から見まして、大企業が何十億、数十億の資本を擁するときに、三千万、五千万の資本では小企業と言わざるを得ませんのでございします。したがひまして、上限を五千万に引き上げ、適用の範圍を広げたいのは、時代の趨勢であるかと存じます。問題は、この定義において工業の面と商業の面に格差が設けられてゐる点であります。工業關係は資本金五千万円以下に引き上げられたのに対し、商業、サービス業を営む者の場合は一千万円以下と据え置きになつてゐるのがそれでありま。

これは、最近の経済構造の變革に伴う資本の増大に對して引き上げられたものと思ひますが、資本の増大はひとり工業關係ばかりではございせん。従来、立法、施策の面において、予算の面でも、工業と商業、サービス業には常に大きな格差が設けら

れ、はなはだしい差別取り扱いを受けておりましたが、今回の中小企業基本法案においても依然として旧來の格差設定を踏襲してゐるのはいかなる理由か、はなはだ理解に苦しむところでございします。

設備、施設の近代化、協業化の叫ばれてゐる今日、その要請にこたえて五軒、十軒で協業のための新会社を設立しようとするれば、二千万、三千万円の資本を必要とすることは、言うまでもございせん。

本来、中小企業基本法制定の目的が、「國民經濟の成長發展に即応し、中小企業の經濟的社會的制約による不利を補正」し生産性等の諸格差の是正にあるとすれば、この際右のような差別的取り扱いを撤廃し、商業、サービス業を営むものも、工業同様に五千万円以下、または従業員は百名以下に引き上げるように強く要望いたしますのでございします。

なお、この点については団体法で原則三十名を、組織については政令で百人になつておるのでございします。

二、國の施策、中小企業省の設置。わが國の産業構造からみて、中小企業對策の重視される今日、通産省の一部局としての中小企業庁では、強力な中小企業對策の行なわれようがないことは、從來の経過からみまして、皆さんの周知の事實であると存じます。したがひまして、中小企業の成長發展をはかり、わが國の産業構造を全体的に高度化するためには、中小企業庁を昇格せしめて、中小企業省とせられるような要望は、基本法制定の問題が起つた當時からわれわれの強く要望してきた問題でございします。この多年の要望が

法案で回避されたのはまことに遺憾でございします。特に消費經濟政策の重要視される今日、國民の日常生活に直接つながるのは商業であり、サービス業でございします。二百万に近いその業者の指導機關が、企業庁の中の一商業課ではあまりにも無力であります。この際、中小企業省を設置することを重ねて要望いたします。もし省がだめでも國務大臣を長官に、または国会内に中小企業専門の常任委員会を置くようにしていただきたいと存じます。

三に、事業分野の確保の問題。この条項は二百万の卸、小売業、サービス業等商業者の最も深く関心を寄せるところでございします。中小企業の安定を阻害する外的要因には、過當競争、大企業の圧力、取引条件の不正等があり、そのほか中小企業以外の者が行なう事業活動、すなわち、商業では、デパート、生協、農協、購買會、さらに大資本によるスーパー・マーケットの進出等が中小企業者にとって大きな脅威となつてゐるのであります。これらの事業活動による不利を是正するために、法案中には過當競争の防止、下請取引の適正化、事業活動の機會の適正な確保等が掲げられておりますが、その内容を検討してみると、今日流通革命の渦中にあつて最も困難な状況に置かれてゐる二百万の商業者をいかにするかにについて全く触れてゐないのはまことに遺憾でございします。生産と消費の關係の中で、流通機構の改善向上が論議されてゐるおりから、これではたして流通面に効果的な施策が打ち出されるかはなほ疑問でございします。消費經濟面での商業問題は、やがて大企業メーカーにも大きな影響を及ぼす重

大問題であることを深く認識していただきたいのでございします。

四番目に、金融、税制問題につきまして。中小企業問題は金融問題であり税制問題であります。そのために法案中に資金の融通の円滑化と、企業資本の充実とをあげ、税制負担の適正化をうたつていますが、はなはだ具体性には乏しいように思われます。これについては、たとえば、一、中小企業専門金融機關の育成。二、資金増大のための財政充実。三、中小企業資金の優先確保に民間金融機關を指導。四、信用補完制度の充実。五、貸付条件の公平。これにつきましても、引き上げるとともに、上のほうに厚く下に薄い政策であつては困るのであります。第六、輸出金融の円滑化等、具體的な措置を講ずるよう銘記されることを望みます。さらに、税制の面でもかなり具體的に問題点をあげてあるのは好ましいことではあります。が、全体的にこの中小企業基本法案を見ると、この法律も相変わらず工業に偏し、商業に對して配慮はなほ薄いのは、まことに遺憾にたえないところでございします。

結論といたしまして、中小企業基本法案は、全部で七章、三十三條、附則二項からなつており、國民經濟のあらゆる發展に寄与するとともに、國民生活の安定に貢献してきた中小企業が、すべての分野において今後ますますその使命を十分に果たし得るよう適正な施策を講ずるのを主眼とするものであります。が、この中で二百万商業者に関する項目は、中小商業について流通機構の合理化に即応することができるとの僅か数項目にすぎないと

は、いかにもさびしい限りでございします。特に流通革命をうたはれてゐる今日、せつかく希望の基本法が制定される機運にありながら、依然として、高度化、近代化の面においても、融資、税制の面においても、何ら具體的に積極策が示されないのは、全國二百万の卸、小売、サービス業者にとってまことに遺憾でございします。

試みに商業對策予算を見るとき、三十八年度の予算におきましても、中小企業近代化促進費として承つておられるが、約六十五億のうち商業關係の分として見込まれてゐるのは約五億円にすぎないものでございします。このように、あつてなきがごとき予算をもつて、何を近代化するというのか。また何の協業化をはかろうというのか、理解に苦しむところでございします。

商業に對する施策は、かくのごとき現状でございします。賢明なる諸先生方の御明察を請う次第でございします。最後に、中小企業基本法が制定されることは、まことに喜ばしいことであるが、それには、本法制定の趣旨にのっとりまして、真に公平に光が当たるといふ諸般の施策が講ぜられることをこいねがうてやまない次第でございします。

その意味において、この際、法案を中心に、自民、社会、民社の三党その他關係団体の要望を十分に取り入れられまして、中小企業者の満足できるような関連法規を整備するということをお願いとして、賛成するものでございします。

何とぞ今国会中に早く処理して、基本法の成立を切に希望する次第でござい

います。以上。

○委員長(赤間文三君) 山田参考人、まことにありがとうございます。

○委員長(赤間文三君) 次に、湯山参考人にお願いを申し上げます。

○参考人(湯山要君) 湯山要でございます。私は日本中小企業団体連盟の福岡県の役員をいたしております。また中央会の福岡県の役員もいたしておりますが、私が営んでおりますところの事業は機械工業でございます。今日ここに私たちの中小企業基本法の立案につきまして諮問をされることにつきまして、学者でありませんので、過去の経験をもって、先生諸氏に一言述べたい、かように思っております。

二条の問題につきまして定義が出ておりますが、この定義の点におきましては、私といたしましては十分なるところの資料を持っておりませんので、あとの質問について意見を述べたいと考えております。

九条の問題におきまして、設備の近代化というものが取り上げられておりますが、この点につきましては、私たちに重要な問題でありますので、一言述べさせていただきます。九条の重要産業機械の指定する四十六種目のうちの一年間の償却を認められておるのでございまして、すでに大企業は五分の一の償却を過去においても認められておるのでございます。今日私たちの基本法の問題から取り上げられまして、大企業は五分の一償却が認められるのかかわらず、中小企業の私たちが設備の近代化をするために三

分の一ということでは、どうも同じ国民でありながら不公平ではないかと、かように感ずるものでございまして、この点に感ずるものでございまして、

で、基幹産業並びに大企業並みに五分の一の特別償却をお願いできればけっこうではないかと、かように思っております。また、四十六種目という限定された種目の中では、なかなか設備の近代化がされないものでございまして、この四十六種目の重要機械産業の種目をもう少し幅を増して広げていただきたいという意見を申し上げておし述べたいのでございます。

また一般につきましては、私たちの機械の耐用年数がたていまは十九年になっておるのでございます。この機械の耐用年数の十九年というのは、あまりにも今日の社会テンポから置きましておそれるのでございます。この十九年の機械耐用年数をもう少し圧縮していただきたい、こういうことを申したいのでございます。

それはどういふことによつてそういうことを申し上げるかとお申しますと、設備資金の借入れは、私たち最高の恩典に浴するものが一年据え置きで四年でございまして、こういう観点におきまして、機械の償却のほうは十九年である。金の借入れは一年間の据え置きで四年間で支払います。五年で払うというのことにいたしますと、金融の状態と設備の状態のバランスがくずれるのでございまして、こういう点を助成していただきます上につきましても、十九年の機械の耐用年数は特別に圧縮していただきたい。またこれに生まれましたところの益金は、約五割は国税並びに地方税に持っていかれるのでございまして、この点からおきま

して、設備近代化におきましては特別の御考慮を払っていただきたいということをお願いいたします。

十八条の点におきまして下請取引の適正化ということがうたつてございまして、私たちが年々中小企業の大会をやっておりますのでございまして、その際にも、大会には通産大臣並びに諸先生方の御来賓を招いておりますときに申しておりますのは、下請代金と今度法が改正されますので限定されておりますが、私たちは大企業から仕事をされる際に、したものは、中小企業であればひとつ即座に払っていただきたい、こう言いたいのでござい

ます。下請代金というのことにございすると、製造の委託加工と修繕委託と、これ二つに限定されるのでございまして、私は戦前においても仕事をしておったのでございまして、戦前は商売の道義におきまして、手形を相手方が発行する場合には、発行した業者が受取側に対して金利を持っておったのでございまして、今日では社会情勢が変りまして、中小企業に発行する手形は全部中小企業が金利を持って一般銀行で手形割りをしておるのでござい

ます。こういう状態で商売の道義もなくなりまして、しかも手形の乱発でございまして、大きな手形は台風手形と申しまして二百十日でございまして、小さい、一番短いので九十日ぐらいでございまして、で得るなれば、手形の金利は発行する者に与えるという程度のことを御研究願って、していただくなれば、中小企業はしあわせするんではないかと、かように思っています。ただ委託加工と修繕の委託だけを限定せずに、資本金三千万円以下の

中小企業に対しては、大企業は——これに支払う者は六十日以内に現金で払う、いかなる中小企業といえども現金で払うというような特例をいただくなれば、中小企業は浮かぶ額があるんではないか、かように考えるものでございまして。

また公正取引委員会の問題が十八条に出ておるのでございまして、私は九州から参つたものでございまして、この公正取引委員会の事務員さんが山口県並びに九州全部を兼ねまして、ただいまは六名ないし七名しかいらっしやらないのでございまして、こういう程度の人では、九州と申しましても、東京のように近郊は多うございまして、大きいのでございまして、また日本の心臓部でございまして、それに公正取引委員会の方が六名や七名では、ほんとうに公正取引ができておるかどう

かという調査にお困りでございまして、また公正取引委員会の役員の皆さんが実際にできないというのを私に聞かされたことを申し添えたいと思ひます。ぜひとも充実をはかっていた

ください。次に、二十四条の問題でございまして、資金の流通化と適正なる円滑化をはかるということが申されておりますが、これは大体金銀に金融の問題ではないか。中小企業並びに大企業を語る上には、まず金融と税制であるというところは皆様方先生は御存じだと思ひます。そこで、私たちが九州で中小企業を営んでおりますが、民間の大手銀行は地方の金を吸い上げて中央に持つて来て流しておるのでございまして、これが現状でございまして、八幡市にたく

さん銀行がありますが、一例をあげますと、一銀行だけでも中央に十何億という金を吸い上げております。この現状を見ましたときに、約二十の銀行がございまして、何十億という金を東京に吸い上げてきておるのでござい

ます。こういう状態では地方産業並びに中小企業は発展することができないのでございまして、こういう点も御考慮願いたい。それから地方銀行は、地方銀行もたくさんございまして、地方銀行はそれに伴いまして両建預金をたくさん要求するのでございまして、平均いたしますと、私は資料は持っておりませんが、大体五割から六割の両建預金を要求しております。これは現実でありますので、こういうところ

も先生方にお知り願いたいと思ひます。その次に、相互銀行でございまして、相互銀行は私たちが過去におきまして、不況対策をやつたのでござい

ます。その点におきまして、いろいろ調査をしてみましたところ、中小公庫の資金をえさにいたしまして、両建預金をやつて私たちを食いものにしているの



の従業員の給料を上げなければいけないということ、で基幹産業と役所の皆ささん、の給料は上がるが、中小企業のわれわれの子弟の給料は上がることがどうしてもできないのであります。こういう点におきまして、私はどうしても中小企業に与えるところの税金を軽減してもらわなければいけません。でも、中小企業と基幹産業の格差がなくなかないといふことを主張したいのであります。うまくしゃべられませんか。

次に、二十七条の問題でございますが、これは先ほど申しましたが、私、中央会のお世話をさせていただいておりますが、東京都の場合は知りませんが、九州の福岡におきましてはいろいろの団体がたくさん今日できております。中小企業団体法の商工組合であります。また商工会法ということで商工会がございます。商店街振興組合というのもございます。環境衛生同業組合、こういうものを中央会に一本

にまどめていただけでなく、私たちは中央会のお世話をし、中小企業の協同連合のお世話をする上にはたいへん好都合ではないか、かように思うものでございますので、この点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、申し忘れておりますが、償却の問題におきまして、私たちは特別償却が三分の一、大企業は二分の一でございますので、これも大企業と

同じように租税なども同じ企業をやり同じ輸出をやっておりますので、特別償却費を二分の一に引き上げていただきまうように、一般税金も基幹産業並みにしていただきますように、終戦後十八年たっておりますので、どうぞ

よろしくお願いいたしまして、この法案を一日も早く通していただくようにお願いする次第でございます。

○委員長(赤間文三君) 湯山参考人、ほんとうにありがとうございます。

○委員長(赤間文三君) 以上で参考人の方々の意見開陳は大体終わりました。これから参考人の方々に對しまして御質疑のおありの方は順次御發言をお願い申し上げます。春野鶴子女史は特別の用事がありましたのでお帰りになりました。

速記をとめて。

〔午後三時十九分速記中止〕

〔午後三時三十二分速記閉止〕

○委員長(赤間文三君) それでは、速記をつけて。

それでは、これから参考人の方々に對して御質疑のおありの方は、順次御發言をお願いいたします。

○近藤信一君 まず、小沼参考人からお尋ねしますが、まあ暑いときだから簡単にちよっとお尋ねしますが、この十六条の中に「労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上」云々と、こうありますけれども、この項だけでは、この中にはたして労働条件の問題が含まれているかどうか、労働条件の改善という問題がね。そういう点、ちよっと明確でないと思うんだが、小沼さんはこの点をどのようにお考えになつておられるのか。ちよっとこの点を一点。それから、今のことは湯山さんにも共通する点だと思ふのですけれども、中小企業関係に對するところの新規学卒者、特にまあ中卒者なんかの雇用ということが非常にむずかしくなつてきておる。これは一面から言えば、

大企業と中小企業とのいろいろな福利厚生等の関係もあつて、中小企業にはなかなか入らないと、入りがたらないと、こういう傾向が多く出てきておると、これも事実だと思ふのですが、この新規採用の学卒者の問題も、これはおおむね大企業がほとんどつてしまふ。大企業では余つて、そうしてまた、そのきまつた日にちに採用ができないというふうな傾向も現われてきておるわけなんです。こういうことについて、やはり今後中小企業としては、雇用の問題ということもよく考えていかなければならないんじゃないか。何かこれは打開の道を開かなければならないんじゃないかと。このことは若干法案には触れてはありますけれども、これだけでは私はなかなか困難じゃないかと、こういうふうにも考えるわけなんです。この点はどのようにお考えになつておられるのか。

それからもう一つは、これは大企業と中小企業の特に賃金の格差という問題が、これはずっと出てきておるわけなんです。で、若干この賃金の格差というものが、もう雇用のむずかしさからくる点もございまして、まあ多く賃金を払わなきゃならぬということ、このところは若干は中小企業のほうでも賃金がふえてきておるやにも聞かれます。けれども、実際には、一体現在中小企業と大企業との賃金の格差というものはどの程度であるかということをはひとつお尋ねいたします。

○参考人(小沼良太郎君) 第一の労働条件の問題ですが、いわゆる中小企業が転業する場合、はたしてその労働者が、就職のあつてんとか、そういうような退職時の条件というものが含まれてはいるかといふことについて、私は、これは含まれていないんだと、こう解釈しています。もし含まれておつたとしても、今の中小企業は、先ほど申し上げたように、中年の労働者、あるいは高年の労働者をたくさんかかえて、ほとんどそれに依存しなければならぬ状態の中で、もしそこで転業したか、あるいは倒産したか、あるいは切り捨てなどをやってきたとするならば、その人たちが、失業者を一体どうするのかといふことは、やはり先に考えなければならぬ問題じゃないか。もし、そのままでは、た日には、おそろく現在でも相当そういう中年層、高年層の失業者がいるのに、より以上これに拍車をかけてくる可能性は私はあると思うのです。だから、その点は、したがって、もしこの法案がわれわれが解釈するような立場だとすれば、私たちとしては承服できないと、こういう気がするわけなんです。

それから第二の若年労働者の雇用問題、これについては、確かに今中小企業に入ろうとする若い学卒の人数があまりに少ない。それでせつかく地方などから縁故関係などで連れてくる。ところが、二十人か三十人やるのに二十万や三十万からの金をかけなければならぬ。せつかく連れてきて、半年か一年でほとんど、定着率が一割の歩どまりがあればいいほうだといわれているのが東京あたりの現状です。したがって、それについて、これは労働条件の問題もございまして、今の中卒の方の賃金格差というものは、大企業もそう変わりはないと思うのです。なといふことは、大体一万円そこらを前後にして中小企業は払っている。私わなければ一人も雇うことができない、こういうことです。したがって、政府当局のほうで、学卒者は七千五百円から八千五百円ということを押えてはいますけれども、そういうのでは一人も入らないというのが実情です。それから福利厚生等の面も確かにその点は、大企業と比べて、これは問題にならないほど悪い。しかし、私はその点については少なくとも中小企業のこういう法案を作るといふことであるならば、もつとやはり中小企業の経営者には、何といひますか、定着が、充足ができるような指導なり施策を政府がとつてやらない限りにおいて、今の状態ではほとんど大企業に行つてしまふ。ところが、先ほど言ったように、技能訓練をわざわざ五億もかけてやつてみたところが、毎年やっていると、これは大企業に奉仕するためのまゝで施策になつちゃう。金はたくさんかけました、や一人前になりかけました、大企業に全部持つていかれました、こういう実態が今あるわけで、この点についても私はむしろ抑制するなり、そういう雇用の点についての政府のやり方を考え直していただかないと、これは雇用条件は今現状のままでいく可能性が非常に強いんじゃないか。したがって、大企業の機械とかスクラップと同じように、中年層なり高年層の労働者は、今ほとんど大企業でスクラップと同じようになつてきている、これを拾い上げるのは中小企業。ところが、その中小企業が、そういうところの中年層か高年層を雇うところの、失業者を出さないところの犠牲を払っているのは中小企業だと思ふ。したがって、

その中小企業を、今度逆に切り捨ててごめんのようなことをやられたのでは一体どこに行くのか、これがやはり一番問題点じゃないかというふうな気がするわけなんです。したがって、若年労働者をどう定着させ充足させるかといふことは、国全体の立場で、労働行政の中で、この法案に関係なくやはりひとつ考えていただくということが一番必要なんじゃないか、こう思います。

○近藤信一君 こう一点お尋ねします。が、中小企業の労働慣行というもの、比較的うまく従来からきておるわけなんです。ところが特に昨年から、零細企業といひますか、小規模企業といひますか、この小さなところに比較的合理化のしわがきいてるわけなんです。これはやはり、私の知っている例から見ても、大企業が従来の下請のあまりよくないところに資本投資する、資本投資して合理化をやるわけなんです。そのときにいわゆる従来の小規模事業所に働いておる労働者をこれを整理せよと、こういうふうな大企業からの圧力も往々にしてあるわけなんです。そこでやはり今度の基本法を見ても、先ほど来午前中からいろいろとやられてはいるように、いわゆる今度のこの基本法というものが零細企業の切り捨てになるんじゃないかという心配が相当ある意見も述べられておるわけなんです。こういう点についてどういふふうなお考えを持っておられるのか、この点についてお尋ねいたします。

○参考人(小沼良太郎君) やはり今系列化——いわゆる貿易の自由化あるいは設備の近代化、こういうことから相当系列化が進んでいる。ところがその

系列化のやり方についても、いろいろケースがございますが、電気関係などではほとんど下請が系列化に入る場合、八割から九割ぐらいは親会社が株を持つ。したがって、その系列化のされた工場の重役さんなり社長さんなり、そういう人事権まで全部親会社が握っているというケースが最近非常に多くなっていると思うのです。したがって、そういうところの方針として労働者をどうするかという、やはり若年労働者を雇用するけれども、中高年労働者はや熟練工というのは必要がなくなってきたから、そういう人方にやめてもらうという方向が出ておる。同時に、やめるにしてもたいへんだということ、要求を出した、あるいは退職金の問題などを討議する。それじや自分のほうの資本を全部引き揚げてしまふ、そうすれば会社はつぶれてしまふんだから、こういう方向が非常に多くなってきたと思うのです。

それから、先ほど言い落しました、賃金の問題についても大体こういう方向だと思ふ。若年労働者の場合は厚くしていく。たとえば統一要求といいますが、三千円のベース・アップとなると、若い人方に三千円、年をとった人も三千円。ところがこのことが非常に賃金政策の上からいっていいのかわいのかという議論は別として、経営者自身がそのことを喜んでいてという傾向がございます。それは若い人方の賃金を高く上げる。これで若い人方は動かない。そこで中高年労働者の賃金は上がらなくともやめてはいかないんだから、若い人方を優遇していいという、こういう政策が最近ではとら

れていると思います。したがって、要求も統一要求といいますが、画一的な要求が出てきている原因はまたそこにあるのだと思ひますが、下請企業は、相当中小企業の系列化されたところには条件がびっしりついているために、中小企業の経営者それ自身が動きがとれないという実態じゃないかと思うのです。そういうことが、いわゆる今の下請関係と親会社との関係が進行しているというのは、そういう状態だと思ひます。

○近藤信一君 次に、村岡さんにちょっと二点ほどお尋ねするのです。今度の基本法を見ますと、先ほどからも意見が述べられておりますように、小規模事業者、零細事業者に対するところの問題が非常に強く扱われている点があるわけなんです。こういうことでいく場合は、やはり私どもが心配することは、将来零細企業、小規模事業者の整理統合というふうなことが考えられてくるんじゃないかという心配もあるわけなんです。やはり今度の基本法に対しては各商工会その他の中小企業団体の方も早くこれを国会で成立さしていただきたいという希望は重々もともとございまして、私どもも何とか一日も早くこれを成立したい、こういうふうな思っているわけなんです。実際地方の小規模事業者の御意見としては一体どんなような意見があるのか、これに対するところの意見は、早く通してしまいたいというだけではないですか、やはり先ほど来述べられているようないろいろな希望があることはあると思うのですが、特に地方で問題になっている点というのはどういふ個所であるか。この点をま

ず一つお伺いしたい。それから商工会の経営改善事業といいますが、これがあるわけなんです。が、今回のこの中小企業の関連法案として中小企業の指導法というのがあるわけなんです。これとの関係はどういうことになるのか。この二点についてちょっとお尋ねいたします。

○参考人(村岡重吉君) お答えいたします。先ほどからも小沼参考人のほうへお聞きになったように、小規模事業者としては労働対策が非常に大事でございまして。それとやはり先ほどからも私が申し述べましたとおり、税金の問題、それから金融の問題、こういうのでございまして。従来、ともすれば小規模事業者は労働を確保するために縁故雇用にしたよつておたつたわけでありまして。しかも形態がやはり徒弟という形で今まで労働を確保しておたつたということから抜け切れない業者もあるわけでありまして。そこで商工会の指導員なり何なりがそういう点を是正いたしまして、やはり今日の労働力を確保するために、大企業と同様に適正な賃金あるいは適正な待遇を、みずからの犠牲ではありませうけれども、そこでやっつけていかなければどうしても確保はできない。こういうわけでも一つの例でありますけれども、私の属しております木津市の商工会におきましては、地域の中小企業者と相談いたしまして、雇用対策協議会というものを昨年作りまして、そうして職安とタイアップいたしまして、すべて職安を通して雇入れ条件なり何なりをガラス張りの上で明朗に話し合つた上でやつていこう。これには中学校の先生あるいは高等学校の職業係、こういうような方た

ちも入っていただきまして、そうして、大企業のみが決していいのではありません、地方の小規模業者にもそれぞれの意欲を持った者がおるのである。こういうことの小規模業者のPRあるいは心がまえが足りなかつたことを補正しながらやつて参りました。で、三十八年度におきましては、これは金融引き締めその他によつて多少中央の業者が雇用を控えたという傾向もありましたけれども、今年の傾向もあつてしまつては、昨年の数ははつきりでございまして、けれども、わずかの数でございまして。ただ今後考えられますことは、やはりこの昇給が一定の期間ごとには大企業者に伍してやつていかれないというところ、初任給は一応大企業者に近い数字を支払うという条件を持つことができませんが、ただやはり零細企業でございまして、逐次勤続年限が増しますと、ほかの例のようにどんどん賃金を上げていくというところはできない。さらにまた、公務員の間においても相当な賃金や俸給の値上げがあつたりする、こういうことから、非常にこの点においては私も今後いかようにしてこの昇給という問題を解決していくかというように考えております。

これはまあ小規模業者というものは、一応政府の施策がありまして、その本人自身が自覚を持たなければ決して救われなかつたことを痛感いたしておりますが、ただ小規模業者というものは、いろいろな条件から、零細企業というものは一つを救えばあとかたから出てくると、こういう状態でございますけれども、だからといって、これを捨てておいては、社会的にも重大な

問題だというわけで、先ほどから私の申し述べておりますことは、一に政府の補助育成ということのみに重点を置いてお願いいたしておりますが、現状はやはりそれにとよるばかりではない、こういうことでございまして、再度申し上げますが、税制あるいは税金の問題、それから金融の問題、こういう問題をについても、ひとつと強い施策をお願いいたします。

それから中小企業指導法案に關してであります。これは実は私詳しく読んでおりませんが、これは指導センターというものを拡充いたしまして、それから指導員を養成するということがあつた。何分にも商工会法がしまつてからまた三年目でございます。各指導員は、中には非常に適当でない者もございまして。今日新たに採用いたしまつた指導員というものは、各県におきましては商工会あるいは連合会等が協力いたしまして、試験の上採用するというふうになっておりますので、相当質のよい者が今後出て参ると思ひます。それにつきましても、一応この普及員の国の補助は二万四千円で打ち切られております。したがって、有能な方をたとへば二万円を採用いたしまつと、期末手当その他家族手当、そういう手当を加えますと、商工会の持ち出しということになるわけでありまして。そこで私はやはりこの二万四千円という限度も、もう少し引き上げていただかないと、だからといって、必ずしもみんな二万四千円に引き上げるという考えは持っておりません。その年令とか、学歴の程度とか、雇入れの程度によつて適正な給料を払つていきたいと考えておりますが、現在商工

会の経営指導員というものは、非常に多岐の知識を持たなければならぬ。したがって、各県でも、これは講習会、研修会、そういうものを開きまして、地位の向上に努めておりまして、逐次その内容は改善されておりますし、また補助員の俸給につきましても、限度はありますけれども、国のほうでつけていただきましたので、昨年以来、非常に商工会の活動がよくなりました。私どもの秋田県におきましては、四つの商工会議所のある市を除きまして七十二カ市町村のうち六十八市町村に商工会が設立を見まして、全部できたわけでありまして、その組織強化というのは機運が非常に上がつて参りまして、ただこの業者が少ないという点でまだ四つの指導員の補助が足りないところがございますが、これは県の施策によつて県補助をやりました、そこにも指導員が出て、わずかの数のところでありまして、その点にも指導がなされる、こういうようになつております。とにかくやはり税務講習会、あるいは簿記の講習、そういうような面について、しばしば私も講習会を開きますが、開きましても自分がやはり奥さんと二人きりでやっていると、なかなか出てこられない、こういうのが実情でございますので、努めて休みの日、そういうようなときを利用してそういう指導を、どんな指導をやっておりますが、こういう指導方面については、やはりひとつとつ政府のほうで力を入れていただきたい、このように考えております。

○近藤信一君 次に、山田さんに一点お尋ねするのですが、あなたの御意見の中にも、この三のところに事業分野の確保の問題が取り上げられておるのですが、昨日の日報の夕刊を見ますと、これは経済同友会傘下の中小企業についてアンケートを行なったその調査結果として、中小企業の中でも、いわゆる事業分野とかまた官公需に対する中小企業の分け前を確保するといった点については、当の中小企業者が必ずしもこれは積極的でない、あまり積極性がないのだ、そんなものはどうでもいいのだというふうにも受け取られるわけなんです、そういうふうなことがアンケートによる回答として出てくるわけなんです、そうすると、このあなたの御意見と若干違つておるようにも思われるのですが、実際にはこの事業分野の確保ということについて、どういふふうにお考えになつておられるのか、ちょっと昨日の日報の夕刊に出ておつたものだから、この点お尋ねしておきます。

○参考人(山田藤太郎君) ただいま経済同友会からのアンケートということ、中小企業者が関心が薄いというふうなお話でございますが、私も商工会議所にも関係いたしておりますが、石川県といたしまして、全部が、この中小企業というものは、やはり団結というふうなものではなくちやいけ、しかしこの石川県では経営者協会、あるいは会議所、中央会、商工会等みんな一致いたしまして、この中小企業基本法が一日も早く通るよう希望をいたしておるわけでございまして、私は先ほど組織関係のことを申しましたが、中央会といたしましては、金融面におきましても、協同組合の一致という問題につきま

て、たえず指導員を使いまして、あなたのほうもやはり早く協同組合を組織されたほうがいいのじゃないかというふうなことで、年々十から十五以上の組合が結成されつづいてございまして、その協同組合ではおのおの商工中金、あるいは国民金融公庫というのを非常に利用するように相なつておるわけでございまして、それから信用保証協会も非常に効果を上げておるわけでございまして、せんだつての豪雪に際しまして、商工中金の格別な融通をお願いいたしました、その組合には相当な融資ができておりました、たいへんみな喜んでおるのでございまして、ことに最近、先ほどちょっと申し上げましたごとく、商業面のつまりサービス業を含むと相なつておりますこの旅館等におきましては、組合をそれぞれ地区で結成いたしまして、商工中金あるいは中小企業公庫、国民公庫を利用するといふような率が多くなつて、最近観光ブームと申しますか、観光がはやる、あるいは近頃は、お客が多いというので、やはり設備の改善とかいふようなことに力をみんな入れております。そういうふうな関係におきましても、少し拡張すると、従業員が五十人ではとうていやっていけない、少なくともやはり百人にしたい、それではまあ余談になりまして、そういうふうなことで、このアンケートがどういふふうに出ましたか知りませんが、石川県といたしましては、この中小企業といふようなものは一致団結いたしまして、労務の確保並

びに金融面等についてできるだけの努力をいたしておるわけでございます。で、今般私こちらへあがると聞きまして、旅館業者からも特に五十人の一万円ぐらいではどうにもならぬから、これはぜひともひとつ工場関係同様に五千万円、あるいは三百人は要らないけれども、まあ百人以下というふうなふうに、ぜひともこれはお願いしてきてくれといふようなことでございまして、経済情勢の進展とともに、これはぜひともお願いしたいのでございまして、しかしこの労働問題につきましても、労働の確保あるいはこの労働者の待遇改善あるいは福祉協同組合の設置とかいふような面に、着々と共同炊事を営むといふようなことで、たえず事業をいたし、この労働者の確保に万全を期しておるような次第でございます。重ねてお願いいたしますが、商業も工業同様に資本あるいは従業員の数を、特に御先生方の御配慮によりまして工業に近い数字を表わしていただくように特別にお願いをする次第でございます。

以上です。

○近藤信一君 次に湯山さんにお尋ねいたしますが、あなたも先ほど言っておられましたように、公取の委員が非常に少ないから十分な活動ができないといふことでございしますが、やはり私も昨年だったか、下請代金の遅払い防止法、この法律を改正して、六十日を越した手形に対しては利子をつけなければならぬと、こういう改正があつたわけですが、あなたの御意見でいきますと、六十日以内は全部現金で支払うと、こういう御意見でございまして、やはり手形の問題とそれから下請

代金の問題は非常に重大な問題で私はあろうかと思つてます。だんだんと手形の期間が長くなつてきて、非常に手形の下請の皆さんは苦しい金融を切りまわしていかなければならぬと、こう思つてます。そこでやはりただ法律で――私どもが昨年も防止法の改正をしたのですが、これはあまり実効は上がつていないようにもまあ聞いておるわけなんです。それは人数の関係もあるうかと思つてますが、やはりこれを実効の上がるような方法を講じなければならぬと思つて、私どもいろいろと苦勞をするわけなんです、何かいいあなたのほうで御意見があれば、こうしたらどうだろうといふふうな、ひとつ意見を聞かせていただきたいというのと、それから第二点といたしましては、従来やはり下請の協同組合といふことになりまして、非常に親会社からの圧力というのがある、思ひ切つたことがあまりできない。たとえば、労働組合のようにあなた方が団体交渉をするといふこともできるわけなんです、実際にはこれが活用されてないといふのが現状じゃないかと私は思ふのです。やはりこういう問題について、もう少し協同組合の皆さんが自分の事業なんだから、もっとしっかりと団結して親企業と当たる、こういうふうなことも考えていいのじゃないかと思つてますが、この点についてどのようなお考えを持っておられるのか。それからもう一つは先ほど小沼さんにもお尋ねしましたように、中小企業の若年労働者の獲得ということが非常に困難になつてきておる。そうして特にそういう若年の労働者が雇えないから、無理してまあ技術のあるのをよ

それから引つて抜いてきたり、そうして苦勞をされる結果、高い賃金も払わなければならぬと、こういうことにもなってくるのではないかと、いうふうにも思ふのであります。特に九州地方は若年労働者の多いといふが、東京、それから九州地方におおむね新規の労働者、若年労働者を雇用するために盛んに運動が行なわれるわけなんです。そうすると、ますます九州地方では地元からそういう若年の労働者を使うということが困難になってくるのじゃないか、こういうふうにも思われるわけなんです。この基本法の中にも中小企業におけるところの労働者の確保ということがうたつてございしますが、実際にはこれはなかなかおおいと簡単にできるものじゃないと思ふのです。が、こういう点、何かあなたのほうでいいお考えがあれば、ひとつこの点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(湯山要君) ただいま先生からお尋ねされたことは、私たちが実はどうしたらいいか、ひとつお尋ねしたい問題でございまして、私がどうしたい問題じゃないかと思ひます。が、一、二まあ私の感じたことでございしますが、先ほどの下請代金がおそい。大体実情は私たちが材料を大企業から買ひます。大企業から買う場合に、中小企業でありますので、お金を大企業問屋に前払いをする。そして買った材料で仕事をいたしますのが大体一カ月でございします。納品いたしますと、基幹産業のような大きなところは検収が一カ月かかります。すでにもう六十日たってしまうのです、検収が上がつ

て。これにうたわれておりますところの下請代金ですね、修繕または委託加工の場合が六十日であると、そうでないものの予備品とか一予備品であるか修繕品であるか知らぬが、いろいろ基幹産業には取りかえ品がございします。が、そういうものを法の解釈によつて九十日とか百日とかきめられるわけなんです。が、もうこのところ、私たちが何々の基幹産業と、何々と言つてしまつと、けつこうでございするけれども、そう言ひますと、おえら方の方は大体会社の社長とか常務とか副社長という人に話をする場合は、割合に話がわかつていただけ。しかしながら、部長があり課長があり係長があり部長がある組長がある係があるというふうになります。この間においてあまりそういうことを申し送りまして、すぐにちよんになる。あしたの日から見積照会がこないようになる。そこでなかなかネコの首に鈴をつけないといけないけれども、こちらがネズミでありますけれども、鈴がつけられない。そうすると、どうしても次の段階の公取の役人さんを—役人さんがあれば税金がふえますので、役人さんがふえることを実は私たちは希望しないのですけれども、やはりここらをおやしていただいて、もう少し綿密にひとつわれわれの実情を知つていただき、こう思ふわけなんです。どうもあまりびちつとした御回答ができませんが……

それと九州地区はなるほど先生が申されますように青少年の、どう申しましか生産地なんですね。私たちがまことに、実際生産地で一番困つておるのは、九州は何で困つておるかという

と、集団就職、集団就職という名前のもとに関西、中京、関東にどんどんこられる。関西、中京、東京にこれられて、私たちよりもいい事業場へ就職されているかというふうになりまして調査いたしますと、私たち以下のたとえば洗たく屋さんとかラーメン屋さんと、そのほか多々ありますが、しかし東京に行つちやつたけれども、もうしようがない、九州に帰るわけにはいかぬということ、東京で就職はかえられる向きはあると思ひますが、大体九州の九九多までは、そういう集団就職という名前のもとに、九州が生産地になつて流れていくということが今日の実情でございします。それとまああわづが残つた青少年を私たち雇ひ入れさせておりましたが、一生懸命に少ない人間だからかわいて、実は技術を仕込むわけなんです。仕込みますと、今度十八才の雇ひ入れ制限令が解けますと、大企業の、基幹産業のほうでもう手を付けて待つておられるわけなんです。これが解けるとさあおいでおいでと、そうすると、先ほどから申しますように、基幹産業は金利も安い、税金も安い、お嫁さんをもたくさんできますので、お嫁さんをもたうときに都合がいいのでしよう。私たちのほうが親切にいたしますけれども、仲人もしますし、お祝いもたくさんやりましますけれども、やはり基幹産業に流れるというふうなことが実情でございします。それから賃金の格差は、中小企業でできるものは大企業で—先ほど申しましたように、競争いたしますれば絶対に勝つ自信を持っております。それと今日では日本の産業機械が先

生御存じのとおり、もう世界一だという折紙がついておるわけでございます。要はこの機械をいかにして買うかという問題なんです。それにはこの法案の中にいろいろありますけれども、私、先ほど言ひ損ないましたが、大企業の場合は五割償却、中小企業は三割償却、償却率がたいへん違うということ、それから一般の税が違ふということ、資本の蓄積ができませんので、欲しいながらも買えないので、つい徳川時代の施盤を一生懸命におれば名人だということ、回すようなことで、もう徳川時代の何を何ば名人が回しても、今の新しい機械で、若い人を半々ぐらいい仕込みましたら、もうりっぱな製品ができます。それは私のほうにアメリカのシンシナチも持つておりますし、問題のありましたところの般若施盤も持つておりますが、御存じのあの般若が会社更正法をやりましたが、この機械のほうにアメリカのシンシナチより三倍も五倍も仕事をする。中小企業ができるものを大企業がやつたらいいぬのですが、税金が安い、金利が安いものですから、つい中小企業に手を出すというのが実情でございします。

それと会社更生法なんです、あれがまた中小企業に大きな害をなしているわけなんです。一応会社を作りまして今度むちゃくちゃにやつてつぶれかけると、会社更生法にかかけます。会社更生法にかかけますと、今度は税金がストップ、銀行がストップ、それから中小企業のわれわれが納めたのはみなストップするわけなんです。そうすると、自分だけ一生懸命やつておつても、ちつと大きい会社が会社更生法にかかりますと、私どもに支払い代金一銭も入

てこぬようになります。それで会社更生法というのは更正される人にはいい法律でございします。が、われわれ中小企業にとつてはもう一番悪い法律でございします。で、これもかてて加えて御研究願ひたい。それで銀行屋さんが大体会社更生法—われわれにも金出しておつて、ひよつと間違つたら会社更生法にひつかける、もう貸した金がストップいたしますから、ちよつと不景気という声が世の中に流れまふと、銀行が締め上げるといふのはここに原因をなしております。そのほかの原因もありませんが、ここに原因がありますので、会社更生法という法律もひとつついでに御研究していただき、かように思つております。

○参考人(小沼良太郎君) 人員の充足の問題ですが、参考になるかどうかかわかりませんが、昨年の春、江戸川の区議会では、いわゆる中小企業の労働組合が江戸川区内から一万円以下の労働者をなくそうじゃないか。理由はいわゆる若年労働者なり労働力を確保するわけにいかないから、そういうことを区議会でもひとつ決議してくれという陳情、請願を出したのであります。ところが区議会ではこれを満場一致で採択しまして、そこで労働組合と中小企業経営者がそれに従つて、うちからは一万円以下の労働者を使わないようにしよう、こういうふうなことで、特に江戸川区は御承知のように、中小企業が零細企業を含めて多い関係上、そういう方法ができて会社と組合がそういう協定をしたところが出て参りました。ところがそれに刺激されて、その近くの隣の区では、区のはやり労働組合と会社が、うちからは一萬二千円以

下の労働者、新卒であらうと何であらうと、それをやってひとつ労働協力して人員を確保しよう、労働力を確保しようというところから、そういうところで割合にそういうことをやったところが、人員の点については成功しているように思います。そこで中小企業に中年層、高年齢の人ばかりになると、労働賃金の総額という平均ペースというものはぐんと上がってしまします。そこでやはり若年労働者を、一万円から一万一千円くらいの労働者なり女の人を雇い入れる、それによってむしろ賃金の総額というものが緩和するとか、こういうことでこれは経営者も非常に理解をしてくれた。こういうことで、われわれから見た場合ある程度成功しているんじゃないかという事です。参考までに申し上げました。

○向井長年君 きょういろいろと参考人の皆さんの御意見を伺ったんですが、小沼さんは大體從事する労働者の立場からいろいろ御意見を述べられましたし、他の皆さん方は経営者の立場あるいはまたその団体の役員の立場でいろいろと個々に御意見があったのでございますが、今、皆さん御承知のように、わが国の中小商工業者はこれは約四百万、その中で從事される人は千五百万、家族を入れますと、少なくとも人口の半分程度が、四千万から五千万という、これに近い人口を持っておると思います。そういう重大な国民の層を持っておる中小工業者が、今まで非常にめづりなかつた、あるいはまた大企業等の圧迫等で非常に企業等についてもなかなか苦しい状態を続けている。こういう状態が現状であらう

かと私たちは見ておるのであります。そういう意味から今回のこの中小企業法案というものは、これはもうわれわれから言うならばおそきに失している。もっと早く中小企業法案を作つて、中小企業の皆さんの育成、あるいは強化、いろいろな隘路の打開、こういうことを努めるべきではないかという考え方を持っておるわけですが、しかし、幸い今度政府からもこういう案が出まして、われわれ審議途上にあるわけでございますけれども、しかし、この中小企業法案そのものが万全であるという考え方を私たちはまだ持っておりませんし、あるいはまた皆さん方、この中小企業法案が制定されるならば、直ちに各企業々々がそれでいろいろな育成され、強化されてよくなるんだ、こういうことでもないと思うんです。これはやはり何と云つても、先ほど湯山さん等も言われましたが、少なくともやはり企業者なり、あるいはまたその団体なりが、皆さんの企業を大企業に比して壁々と肩を並べていくというまで、やはり成長しなければならぬわけなんです、そのためには今までの弊害は少なくともやはりいろいろなこういう団体を持っておりますけれども、ほとんどは自分の企業というものを本位において、そこにその企業をやっておるところの経営者が政治力があるならば伸びていく、あるいは経済性が若干あればこれが若干伸びていく、こういうことで全般的な中小企業が上がってくる形ではないんじゃないか。そういう意味において、今度この法案に伴つてやはり各企業に対する組織化が必要ではなからうか。その組織化というものについては、これはやは

り中小企業者みずから十分やはり理解と協力態勢、そしてその団体をもつてこの法案の具体的な実施に当たらしめるような方を講じなきゃならぬのじゃないか、こう私たちは思っているわけですが、もちろんこの法案だけじゃなくて、これに伴うところのいろいろな関連法案等も作らなければ無理かと思うのですが、そういう組織化の問題について現在の商工会なり、あるいは中小企業団体の協同関係の組合なり、いろいろあるかと思いますが、こういう点について現状のような形ですくいけると思つておられるか。この点ひとつ村岡さんなり、山田さんなり、湯山さんにお聞きしたいと思います。

○参考人(村岡兼吉君) 先ほど申し上げましたように、商工会法ができてから、ばらばらであつたわれわれの中小関係のものがまとまつたことは事実でございます。ただ業種もよいし格差も非常にたくさんあることは事実でございますが、私はやはりこの基本法が全部理想的なものだとは考えませんが、先ほど申しましたとおり、おむね私も賛成でありまして、これを一つの拠点といたしまして、これからいろいろ諸先生が作つていただけたらいいと思います。それによってますますわれわれの組織が固くなつていく、こういうことは私確信いたしております。商工業者も今までは理解が薄かつたのでありますが、過去三年間の指導、育成によつて急には申しませんが、この商工会法ができる前から見ますと、ほんとうに急速に結束したことは事実でございます。さらにこの基本法ができることに

よつて、精神的にもまたその裏づけとなる経済的にも、ひとつの安心感を持って、私たちがいよいよ結束を固くしていくという方向に向かうことは確かなものでございますので、私も一日も早くこの法案を成立していただきまして、われわれのよりどころをひとつ持たしていただきたい、これが念願でございます。

○参考人(山田藤太郎君) ただいま向井さんからこの中小企業というものは、全国で家族を入れると五千万以上あるが、至つてこの組織とかあるいは中小企業の団結というものが無いじゃないかというの、仰せごもつともでございます。従来は団結があまりできておりません。そこでこの組織の強化というようにすることがやはり大事なんではないかと、おのおの鉄鋼なら鉄鋼、繊維なら繊維、相協力いたしまして進まなければならぬというふうな機運は、おおいと盛りがつていて、わけでございます。その点につきましても、この基本法の設立を一日も早くみなに要望いたしております。すべての点において、やはりこれは業種ごとに団結をしなければいけないという機運に相なつておるわけでございます。今後におきましても、これらの組織強化というふうなことは、できるだけ声を大きくいたしまして、及ばずながらその指導をいたしたいと思つておるわけでございます。先ほど申しましたごとく、石川県といたしましては、この商工会あるいは中央会、経営者協会、ともに手を握つて団結の強化というのを主張いたしている次第でございます。おおいと基本法の成立と同時に、実績が多々上ることを期

待しているものであります。何分よろしくどうぞお願いいたします。

○参考人(湯山要君) 組織の強化におきましては、山田さんなり村岡さんから話がありましたが、中小企業というものは、もう先生たちも御存じのように、一番むずかしい問題だと思ひます。これは御存じのように、雨が降ればかき屋が喜ぶ、日が照れば洗たく屋が喜ぶ、それが中小企業でございます。湯山要が東京に來れば、同一業者が九州で喜んでゐる。あのやましいのがこぬから、おれが今度とれそうだというのが実態でございます。そういうことで、私たちは大體一番最初に設定されましたところのこの協同組合法でございますが、中小企業協同組合、この前に、私たちはもう戦後すぐ協同組織でやらなければならぬというふうに思ひ立ちまして、協同組合法ができる前に協同組合を作つたわけなんです。そして今日まで参つてきたのでございまして、農産物のほうに参りますと、何々委員、何々委員というて、市役所から月給をもらい、市役所に金があつて、そこにいつて月給をもらう。出張すれば市から金が出る、県から金が出るというふうになっていきますけれども、中小企業の私たちは、皆さんもそうであるが、きょう初めて出張旅費をいただきましたが、今までずいぶん大会にも参りましたが、いろいろな会議に出て、私の妻のごときは、あなことは中小企業の総会屋じゃ。うちの仕事は少しもやらないじゃないかと、悪口までいわれるくらいやりました。やつとこの程度でございます。それで先ほど先生から申されましたように、中小企業は日本の経済の半分をにな

と同時、実績が多々上ることを期

と同時、実績が多々上ることを期



い、日本の人口の半分あるのだ。しかもまだ官庁関係やら大企業に勤められる方が元氣な間は、やれ労働組合員だ何だといつて旗を持って騒いでおりますが、一たび五十五才の年令満期が参りますと、中小企業にこなければならぬ。自分がみそを売るか、米を売るかして、中小企業の仲間入りをしなればならぬ。それは学校で本を習うより私は入って来やすいと思う。それなのに中小企業に対しては私冷淡だと思ふ。今日の大企業の従業員のお方でも、昔は五十五才まで三十年間勤めたら退職金をもらって、錦を飾って今日ではいなくなつてしまつて、そして、大企業に入りまして、五十五才の定年満期がきて、二百五十万か三百万かの退職金をもらいます。そのときに家を作つて、そして自分の家族を学校にやつて、またそれが大企業に勤める。しかし、今はその学校も、昔は高等小学校だけが、高校になり、大学になつた今日でありますから、五十五才の定年までにはまだ子供が大学を卒業してないのです、末の子は。それでどうしても働かなければいけないから中小企業にくるわけなんです。私の取引しておる基幹産業にもそういう従業員の方がたくさんおられます。それを一々説いて回りますがわからぬ。やめてみて、湯山君初めてわかつた、こゝろ言つてくれるのですが、やめて初めてわかつたのは實際困るわけですね。どうしても先生方のお力を借りて、中小企業は日本の縮図である、縮図であるがなくてはならない企業であるといふことをお考えになつて、消費者の皆

さん方があの法案が出るといふものが上がるようにおっしゃいます、それでないのです。私たちが一生懸命やりさえすればまだ物価はどんな下がつてくるのです。一部の特権階級の給料はどうか知りませんが、一般レベルが上がるかわり生産が上がつて世の中が住みよくなるのでございまして、また定年満期でおやめになつたお方も救われるわけでございますので、どうぞぜひとよろしくお願いしたい、かように思います。

○向井長年君　もう一点お三人にお聞きしたいのですが、お聞きしたいといふより、皆様方の体験があらうかと思ひますが、特に今、中小企業は先ほどいろいろのお話しの中でもありますように、困るのは金融問題である、こういうことですね。したがつて、この金融問題について非常に困つておられるわけなんです、いろいろな方策をきめて徐々にも、若干緩和されつつはありますけれども、まだまだ十分でないと思ふのです。そこでその金融問題に対しては、實際に当たつておられる皆様方がどうしたらいと思ふか、言うならば、政府資金の問題、国の金、たとえば財政投融資、これは大企業とか、そういうところには相当多くいきまされども、これに対して割合をきめて、そしてそれは中小企業に必ず向いてはまた民間融資の問題、これについていろいろ問題点が地方においてもあると思ふのです。結局これもやはり民間融資は一定の割合で中小企業に向けるなければならぬといふことを一応これがきめられて、そうやる。こういう方策等があらうかと思ひますが、皆

様方が實際当たつておられて、金融の問題はどうしたほうが中小企業が救われるか、むくわれるか、こういう点についてお三人に聞きたいと思ふ。

○参考人(村岡兼吉君)　これは秋田県でほんとうの零細業者だけにやつておる問題でございます、もう三年目になります、実は一昨年の八月から県の余裕金をもちまして、これを信用保証協会に、初めはたしか五千万と存じます。これを県が信用保証協会に貸し出しをしたわけです。そしてその金を県が指定する県内の金融機関に預託いたしました。預託された金融機関は、これを八倍にして零細業者に貸し与えられた。そこで、県のほうには、私、連合会長としてその運営委員の一人に入りました。さらに県の吏員からも選び、それから貸し出しの衝に当たる銀行あるいは信用金庫、相互銀行、さらにまた信用保証協会、この四者が運営委員を構成いたしました。そして単位商工会が各委員の借り入れようとする資金の用途その他を調べまして、またふだんの行動において誠実であるかどうかというようなことを調べまして、それによつて運営委員会にかけられまして、一件当たりの最高額は二十万でございます。期間は一年、さらにこの保証料は、先ほども申しましたとおり、秋田県の信用保証協会は下のほうから勘定したほうがいいだけの貧弱な信用保証協会、基金の上で非常に貧弱でございます。そこで、保証料は、一昨年、三年前までは七厘でありましたが、その年に六厘に下げました。ただ、小規模金融というものに対しては、五厘の保証料とす、こういう約束をいたしまして、そうしてその五厘

の保証料は県が補助してやろうということ、大体本年度あたりは四百万円くらいは、県の議決を経まして、当初予算に保証料を補給する方策が講ぜられております。これによつて、今までだんだん県の預託金をふやしまして、約一億になっております。したがつて、八億がわれわれ零細業者に対する貸し出し残となつてゐる状態でありまして、初めはこの返済について非常に心配をいたしましたけれどもやはり結果においては二、三の滞りがありますけれども、おおむねうまくいつております。ただいまは、金額をもつと上げたいのかあるいは期間をもつと延ばしたいのかといふようなことが論議されてゐる状態でございますが、零細業者からは非常に喜ばれて、このたびの臨時県会におきまして三千万円を増額いたしました。そうすると、二億四千万さらに金融の道が譲ぜられる、かようにやつておりますので、もし政府のほうで、たとえば十億の金をこの方面に向けていただきますと、八十億という金が零細業者に動いてくるというふうなことになると思います。ただ、金額が小さいのでありますけれども、非常に手続その他においてめんどろではございません、この制度が一応成功した、こう考へております。ただ、資金が少ないために、設備とか、そういうものには、期間も短かいのであります、やつておりません。もつぱらこれは運転資金としてやつております。そういう状態で、御参考になればと思ひます。

○参考人(山田藤太郎君)　金融の問題につきましては、先ほどちょっと申し上げましたごとく、商工中金のほうにいたされましても、組合としての転貸資金、組合で共同で借りまして、それを組合員に貸すといふような制度、あるいは組合員が個々で組合員であるといふことを証明して、商工中金では個人の資産といふようなものをお調べになつて貸し出しなさるのとありまして、この点非常に各業ともこれを利用するといふ機運に相なつております。それから、県の保証協会にいたしまして、先般の豪雪の際には、やはり県市から出た補助金と申しますか、元金に対して三十億あまりの融資がございまして、県全体の業者は非常に潤つてゐるわけでございます。商工中金その他中小企業金融公庫にいたされましても同様でございます。それにつきましても、要はやはり組合をこしらへなければ、これらの融資がでないのだといふようなことを強調いたしておるわけでございます。そういう点におきましても、逐次効果をあげておる次第でございます。

○参考人(湯山要君)　私は今日の金融状態全体には当てはまらぬかと思ひますが、大体私たちの関係では、大企業からもらったところの手形の再割引でございます。考え直すと、これは大企業の融資をしてゐるのじゃないか、かように考えます。ただいま商工中金の貸し出しが全部で二千万円くらいじゃないかと思ひますが、その中の大半は受け取り手形だったと思ふのです。三分の一くらいは直貸し、設備資金のようなものがあるのじゃないかと思ひますが、私は金融の問題より先にやっぱり金融は受けても払わなければならぬ金でございます。税金は納

めなくても、まけてもらいさえすれば、十万円まけてもらえば十万円そのまま残って使える金でございませう。私は今は金融でつながなければならぬが、将来はやっぱり基幹産業と同一の税金で同列に作業をしていただく。それと先ほど組織の中で多少言い忘れましたが、私三十六年に八幡の市会に出たのです。そのときに小口金融というものを最初に提出して取り上げていただきました。これも私は組合を代表して出たのでございませう。組合員に融資をしてもらいたい。しかし、市は市民全体であるからアウトサイダーにも貸さなければならぬというところで、川崎市も今日やっております。各市でも今日やっております。やっぱり組合組織を強化するためには、金融の問題、設備の近代化の貸与機械の問題とか、こういうものをひとつ国も設備の近代化の問題あたりで、アウトサイダーだけでなく、組合運動をやっておるものを、組合員を優先的に誘致する、設備近代化をさせるというように御指導願えれば団体組織がしっかりする。それと先ほどの農協のように、もう少し一生懸命でやるものは、政府のほうなり地方自治なりで任命していただく、そして先ほどどなたからもお話がありました、指導員を雇うと国のひも付融資がございませうが、私たちが何ぼ動いても、これは何にもならないのであります。しかし、中小企業の中には御存じのように、それぞれ技術は技術で明るい者、組織は組織で明るい者、帳面は帳面で明るい者、この人たちが一生懸命動いても一銭にもならないので、ついそっぽを向いてしまふ、そして国のひも付の指導

員を雇うということになりますので、組織の世話をするのは農協と同じようにひとつ取り扱っていただけたらしあわせするのじゃないかと思ひます。金融の問題は、今は金融でつながり、基幹産業と同じように税の引き下げによつてみずからの力でいく。そしてどうしても今の現状でいきますと、危険を冒して脱税をやらなければいけません。税金を持っていかねばならぬ。金融機関はお金を持っているけれども、お金を貸してくれぬ、いろいろ申しておりますが、ほんとうに金をお貸ししてくれるのは国民金融公庫だけであり、それと中小企業金融公庫、これは両建がありません。商工中金はやかましゅうはございませうけれども、一番低率でございませうけれども、商工中金といえども両建預金は多少要るのであります。金を借りるために貯金をしなければ金が借りられないというのは實際あわれな事情であります。どろぼうした金でも金庫に持っているに比べ喜んで預つてくれる。税金が下がるというところが一番であります。まず金融でつなぎ、それから税金を下げていただく。○参考人(山田藤太郎君) ちよつとつけ加えたいと思ひますが、商工中金の金利でございませうが、これが九銭七厘かと思ひますが、商工中金は九銭何厘かと思ひますが、これをもう少しと下げようとしたら、たいへんけつこうでございませう。

段と脚光を浴びたわけですが、きょうの午後の五人の方の御意見を見ましても、消費者を代表する主婦連の方には不満の意を表明されている、また労働組合を代表されている方は、これまたその立場から不満の意を表明された。また、今度は業界を代表された三人の方は、満足はしないけれども、改善、三善の策として、この法案のすみやかな成立を願つて、さらにそれをよりどころにして、的確な中小企業の政策を進めてもらいたいという御意見でございました。またその三人の御意見の中の定義の問題を取り上げて見ましても、村岡さんは、上限を下げてもらいたい。また山田さんは上限を上げてもらいたい、それぞれの立場で御意見が出たと思ひますが、この定義の問題につきましても、このように画一的なきめ方をするというところに御不満があるというふうには私は了解したのですが、また山田さんのお立場は繊維の卸商業、石川さんは御存じのとおり、かつては絹、人絹を中心にして、繊維部門が非常に盛んでございました。したがって、それに従事される業者の方は、非常に資本費も大きいというお立場から、この苦難を乗り切つていくために上限を上げる、このように了解したのであります。業界全体の希望としては、このような画一的なきめ方に対して、どうも了解できないというふうな御意見があったと了解してよろしゅうございませう。この点は村岡さんと山田さんにお伺いしたいと思ひます。

企業の施策が薄れるのじゃないかというところをおそれるから、ああいう発言になつたのでございませう。やはり商工会法にありますが、あんなの程度のことやつていただければ、決して私はこの五千万の資本の方の施策を減らしてもいいというふうな、やきもちを焼くような気持ちで申し上げているのじゃないかと、われわれ零細業者に対しては、もっと厚いひとつの保護の手を加えてもらいたいという意味合いで申し上げましたので、できますならば、やはり先生のおっしゃつたように、私どものほうの零細業者にはきつりした施策を打ち出していただきたい。みづからやり得る業態も、五千万、三千万という資本の中にはあるはずでございまして、ところが私どもの零細業者の中には、なかなかみづから立ち上がれるという数は、そんなにないと思ひますので、できますならば、上限においてある制限を加えていただきたいというのが私の真意であります。

○参考人(山田藤太郎君) ただいまは二宮先生からおっしゃつたのですが、この工業においては五千万円、三百万円以下と、こうなつておりますのは商業は一千万円と、工業も商業も小売と卸とございませうので、卸業者にとりましては、何か政令でおきめになるようなことができれば別でございませうが、このごろ企業の合同とかいうような問題が起つておるわけにございまして、かりに五軒あるいは十軒が統合したらどうかというふうな問題、そうしますと、自然、建築等をいたします、あるいは土地を買い入れるとかいうので、つい一千万、二千万、三千万というふうな資金を要するわけにございませう。まあこれらにつきましても、もし五千万円がどうしても第一回無理だということでしたら、少なくとも商業においては三千万ぐらいにはぜひとも引き上げていただきたいというのが希望でございませう。それに中小企業金融公庫で、これが団体の法でできましたときから、やはりこの資本が一千万円以下というふうなことに貸し出しが、国民金融公庫はどちらかといえば、やはり小資本のほうが多いのですが、中小企業金融公庫で、これがやはり一千万円を限度として貸し出すと、資金が。そういったふうにはこれはもう八年前からなつておるわけにございませう。それで少なくともこれが五千万円が無理であれば三千万円ぐらいに引き上げてもらいたい。それから従業員も先ほど申しましたごとく、五十人では五軒か十軒が統合するといふようなこと、あるいは御業者にいたしましてはどうしてもやはり少なくとも八十人ぐらいにしていただきたい。あるいは先ほど申しましたホテル業にいたしましても、どうしてもやはり設備を広げればやはり人が要するといふことに相なるわけにございまして、少なくとも三千万円、従業員は八十人以上とかいうふうなふうにひとつ先の方の御高配をお願いしたいと思ふ次第でございませう。何とぞよろしくどうぞ。

○二宮文造君 組織の問題についてちよつとお伺いしたいのですが、組織の問題につきましても、現在それぞれの責任者であるお方の中でも悲喜こもごもな観測が今あつたわけですが、特に村岡さんにお伺いしたいのですが、商工会の活動につきましても、秋田県では非常に商工会法が制定され

て、この三年の間に組織も充実して  
きたし、また運営も非常によろしく  
なったというふうなお話でございま  
したけれども、これもまた地域的にい  
ろんな表現の仕方がございまして、こ  
の商工会そのものがこれまたその中  
格差の問題で、代表的な業者のほうで  
商工会が運営されているというふうな  
ことで、いわゆるあなたのおっしゃ  
た零細業者に対する施策というもの、  
国からの施策というものがまだまだ徹  
底してないというふうな話も聞くわけ  
でございまして、従来の通産省の指導  
というものは、たとえば経営指導とか、  
指導員の問題とか、それからまた研修  
の問題とかいうふうな、二階から目業  
式なこと運営されていたように聞い  
ておるんですが、実態は改善されて参  
りましたですか。

○参考人(村岡兼吉君) 最初にこの商  
工法ができてから、小規模業者  
に対するいわゆる商工会関係の予算は  
たしか四億と聞いておりました。現在  
では十六億という額になったようにご  
ざいます。したがって、徐々に組織の  
拡大とともにその予算も増大してき  
ました。しかし、私もとしては、やはり  
まだまだ皆さんの予算をほしいので  
ございまして、いろいろ御事情もある  
ことで、逐次増加していただきたい。  
これは商工指導員の活動といたしまし  
て、バイクの問題やらそういう機動力  
の問題までもめんどろを見ていただい  
ておるような状況でございます。ただ  
希望を申し述べればきりがないのでご  
ざいますけれども、もう少しこの予算  
を回していただきたい。それから指導  
員がやはりそれぞれ自分の得意なもの  
がございまして、何でも指導するとい

う万能の選手ではございませぬ。した  
がって、講習会等に専門の講師を頼む  
場合の費用も国のほうからようだい  
いたしておる状態ではございまして、そ  
れぞれその道の権威者を招聘いたしま  
して、あるいは地元の計理士とかある  
いは簿記の関係、そういうようなもの  
についての講師を逐次招聘いたしまし  
て、お願いいたしまして活動を続けて  
おります。しかし、何分にも非常に零  
細な業者というものは、何といたしま  
すか、その日の暮らしのために、余裕が  
ないために、なかなかいろいろな講習  
会、研修会等にも集まりがうといので  
ございまして。しかし、それとんだん  
理解して参りまして、一応会を開きま  
す、相当集まるようになって参った  
のであります。またまたやはり適正  
な税金をおさめるための簿記と、それ  
から税金に対するほんとうの認識を  
持っていたくように指導していただ  
かなければいけない。それからやはり  
このころは経営指導面に対していろ  
ろいろいろな事柄について相談を受け  
るようになります。現在までは商工会が  
どういう活動をしておるかということ  
を知らない業者もあつたわけござい  
ますが、三年にもなりましたので、相  
当理解が深まってきたものと思いま  
す。また万全とは申しませんが、これか  
らますますやはり自分たちの力をつけ  
るために、あらゆる機会に勉強し、  
そうして自分たちの団結を強めていき  
たい、こういうような考えでおるわけ  
でございまして。

○二宮文造君 最後に湯山さんにお伺  
いしたいのですが、ずいぶん経験に基  
づいた突っ込んだお話を聞かしていただ  
きまして、中小企業庁の長官もずい  
ぶんいろいろなとお考えがあつたと思  
います。金融の問題ですが、先ほど  
民間の金融機関では両建、歩積みと、  
これがたいへん中小企業の金融の隘路  
になっているというふうなお話でござ  
いました。そのときにちょっと一言触  
れられたのですが、政府機関の代理貸しとこ  
ろが、窓口で政府機関が扱う、その  
割合を高くしますと、業者のほうはい  
かがでございまして、その点について  
聞かして下さい。

○参考人(湯山要君) 私が取り上げま  
したのは、中庫、中庫と私たち申し  
しておりますが、中小企業金融公庫のこ  
とでございまして。これは相互銀行、一般  
銀行、商工中金というところで代理貸し  
をおもにやっております。それから一  
部は直貸しもやっております。一番問  
題になるのが相互銀行が、大体聞くと  
ころによりまして、一番余計に代理貸  
しをいたしておるようございまして。  
私たちの地元の北九州では、盛んに相  
互銀行が代理貸しをしております。な  
るほど中庫に金を世話をいたしました  
が、そのかわり預金をせいで、掛金を  
せいでという強制的なことで、今度の、私  
たち北九州は御存じのように、国会で  
も問題になりましたように、鉄、石炭  
で不況でございまして。それを見ても  
すと、相互銀行で融資を受けておるお  
方が大半でございまして。そのお金で商  
工中金なんかで融資を受けておるとこ  
ろは割合に倒産が少ない。それをもう  
少しこまかく掘り下げていきましたと  
ころが、公庫の金を出すと同時に預金  
をせいで、預金をする金がない、それな  
らもう一つ追加で自分のところの金を

五百万公庫の金を貸してやる、そうし  
て預金をせいで、預金をする金がない、  
それならもう二百万円貸してやる、そ  
のかわりその二百万円はそのままそ  
くり預金をせいで。そうすると自分の金  
を借りて、安い金利で高い利子を払う  
というふうな実情が現れるわけござ  
います。これは政府機関の人がお調  
べになったのですが、それで商工中金  
は全体の二割ぐらいの両建てでござい  
ますので、二割でもわれわれはひどい  
けれども、まあほかから比べますと、こ  
れが安いので、一県一単位、県によれ  
ば今二行もあるところもございまして  
で、もう少し相互銀行から重点的に商  
工中金のほうへ公庫の金を回してい  
ただくほうが、中小企業は救われるの  
じゃないかというのを考えついで、  
同志と話し合った結果でございまして  
という気持ちでございまして。それで相互  
銀行さんのほうが両建てをよけいとら  
なければいけません。ところが、最  
近では北九州があまりにも金融問題を  
取り上げましたので、地方銀行、相互  
銀行というものが控え目になりました。  
金の貸し出しをやかましくも申しませ  
んが、貸し出しもずいぶん締めており  
ます。こういう現状でありますので、  
われわれ中小企業者は金融の状態が悪  
いのでございまして。それで公庫の金も  
もう少しふやしてもらって、直貸しも  
われわれ福岡まで行けばいいわけ  
です。九州では福岡だけしかございま  
せんが、直貸しももう少しふやしてい  
たきたい、かように考えております。

○二宮文造君 村岡さんの先ほどの秋  
田の零細企業に対する金融の問題です  
が、私よく聞きますのは、信用金庫が  
金を貸します場合に、組合員でない  
貸し出せないということで、信用金庫  
から貸し出しを受けるときに、そのと  
きに出資金を幾らか取られるというふ  
うなことを聞いておりますが、秋田の  
場合はそういうことはございませ  
んか、今、先ほどのお話の中には。

○参考人(村岡兼吉君) 信用金庫は秋  
田県にたしか九つあると存じます。  
で、先ほどの零細業者の金融を扱って  
いる信用金庫は秋田信用金庫一つで  
ございまして。最初は一つでございま  
した。それを一つの試験台として昨年か  
ら追加いたしましたというところでござ  
います。大体、信用金庫というのは組  
合制度の発達したようなものでござ  
いまして、今日、資金力も相当増大し  
て参りまして、手形取引、それから小切  
手等もやるようになっておりますが、  
一応建前として組合員に貸し出しを  
する、こういうことでございまして、預  
金は組合員外から受け取りますけれども、  
ただ、その信用金庫の実情によって、  
個々の実情によって私は違ふと思うの  
であります。私のほうの本庄市にあり  
ます信用金庫は一口が二百円でござ  
います。大体、十口を持ちますと組合員  
として一口でも組合員と認めま  
す。一口では、二百円では非常にひ  
じやないかというので、大体、今十  
口くらいが最低の出資金となつてお  
ります。したがって、さして零細業者と  
しまして苦痛を感じておらない、こ  
ういう状態でありまして。ただ欠点は、  
地方の銀行よりもさらに金利が幾らか  
高いということでございますが、ただ  
零細業者に対する県の指導する融資に  
ついては、やはりきめられた日歩二銭

四厘——先ほど申しませんでした、日歩二銭四厘でございまして、それに保証料全部県が持つ、こういうことが現在、秋田県内における零細業者が借り得る金利としては一番安いものだ、こういうふうになっておりまして、信用金庫の場合はやはり銀行やその他の関係もありますので、組合員でなければ貸せないのじゃないか、こういうふうを考えております。

○豊田雅孝君 時間の関係で問題だけに限定いたしましてお尋ねをしたいと思いますが、零細企業問題についてお尋ねをしたいと思うのであります。

さっきからいろいろお話がこれについても出ておりましたが、中小企業の中で半分から上のほうあたりのむしろ代表的な階層には相当の施策も理解せられ、また大会等にもこれが反映をしておるのであります。しかし、その大会などに零細企業が進んでしかも大量的に出ておるような段階にまで入っておるかという点、私は全国の模様を見てそうじゃない、ここに中小企業の団結とか、あるいは組織化とか、あるいは政治力の結集とかいいますけれども、その点について全くまだ上層部の自覚、認識が得られてきた程度のことであって、八割、九割を占める零細企業というものがその外にあるといつても、必ずしも過言でないような状態だ、ここに中小企業対策なり特に零細企業対策というものが躍進しない大きな原因があると思うのであります。また、個々に各地で大会が開かれるような状態に今日なつてきておりますけれども、それは労働者の大会なりあるいは農民大会と違うところがある、ここに中小企業、零細企業としての大きな

問題があると思うのであります。さつき村岡さんは商工会ができて以来非常に変わってきたというお話でありまして御同慶に存するのであります。具体的にいって、今言ったような面でもういうふうな商工会ができて以来、躍進とまではいかぬにしても、進んでおるか、この点を伺うと同時に、こゝも少しならば零細企業というものが非常に自覚、認識もし、そうして団結力を発揮するようになるであろう、こういう妙案について村岡さんなり、あるいは山田さんなり、湯山さんなり、第一線でこれのために御努力になっておる方々に伺っておきたいと思うのであります。私は私なりに案を持っておりますけれども、こゝでは特に申しませんで、むしろ皆さんの実際の面でも、こゝまでできているのだという事実と、そうして、こゝもしたらほんとうに零細企業の八、九割が動いてくるのだということをお伺いしたいと思うのであります。

それと、これはつけ足りであります。湯山さんに、先ほど下請代金支払い遅延の問題についてはいろいろ御意見が出ておりましたが、下請関係以外の物品を納入するというか、そういう面についての支払い遅延というのが非常に問題に一面ではなつておる、しかし、まだそれが十分に表面化しない、少なくとも下請代金支払遅延等防止法ではそれが解決できぬのだ、この点についてどういふふうに考えられ、また意見を述べておられるか、その点を承っておきたいと思ひます。

○参考人(村岡兼吉君) そのお尋ねの第一点についてであります、非常に零細業者の団結ということ、むずかしい問題でございまして、まだ商工会法ができせん前に、私ある中央からの講師を招きまして、サービス講習会を開いたわけでございまして。旅館の女中さんあるいは料理屋の仲居さんや、そういう方々を招いて、一応の知識を得てもらおうという意図でやったことがございまして。ところが、実際に相当な金を出しまして、中央からの講師をお招きしたところが、現実に集まったのは二人きりしかなかったわけ

です。私たちの予想としては、二十人も集まっていただけではないかと考えておたのですが、実際上はそのとおりです。で、この講師の方にも何か恥ずかしいような関係になりました、急に婦人会の会員を女中に仕立てまして、当面を糊塗した。これは商工会法ができない前の話でございまして、商工会法ができましてからも、初めのうちは、金を貸す話、金融の話、こういうことになりましたと集まりますが、みづからいろいろ内面から自分を育てていくという問題に對しては、なかなか集まりが薄いのでありまして、しかし、そういうことを、それ

にこりずに何回も、指導員その他商工会の理事等が協力いたしまして、また商工会には総代という制度もございまして、総代を通じて理解を求めましたところ、徐々に集まるようになってきたというところでございまして、やはり金融の問題と、税金を納めることについてのお話や、その他では、今でも出席率が多いという状態でございますけれども、先ほどから申しますとおり、私も、このままではやはり中小企業というものは永久に日の目を見ないの

だ……。幸いに、政府のほうでも、これを取り上げて下さいまして、逐次予算もふえて参りましたし、さらにこの中小企業基本法案がございまして、われわれのよりどころができる、こういうことの外からの一つの呼びかけといひますか、そういうことによつて、なお一その組織強化ができるのじゃないか。

なおまた、小売商業の中には、専門店会、商店会、こういうような設立当時から優秀の争いというやうな精神的なしこり、そういうものが残つておりました、なかなかやりにくいことではありますけれども、一応われわれの置かれておる立場がどんなものであるかということをよく理解させて、団結以外に道はないのだということがわりますれば、私は決して悲観すべきものじゃない、こういうふうにお考え

ののでございまして。いかようにしたら第二段のこれがいいのかと申しますと、私これを明確に諸先生に申し上げる能力を持つておりませんが、先ほどから私の申し述べましたこと、これらをひとつ早急に実現していただくならば、やはり相当な成績が上がるものと私は考えておるわけでございまして。歩積み問題にしろ、これはやかましく政府のほうでもいろいろ指導をされておるようでございますけれども、やはりこの問題が、湯山さんのおっしゃるとおり、私どもが一番の悩みのなつております。ことに相互銀行の利息というものは、日歩六銭、日歩七銭、あるいは最後に

なりますと十銭以上になる、こういうやうな計算でございまして、それでもなお、零細業者は飛びつかなければなら

ないというところに、われわれの苦しい立場があることを御了解願いたいと存するものであります。

○参考人(山田藤太郎君) 私どもの県の中央会といたしましては、組合活動が非常に活発に行なわれておりまして、政府の金融機関を利用するといふやうな点におきまして、最近非常に活発に動いております。

それから、商工会のほうですが、私は直接商工会には関係はありませんけれども、最近非常に団結が強固になりまして、共済貯金ですか、これを商工会でやっておられるたびに、非常に出席率もよし、団結もよいというふうに承っております。

それから、この商工会も、同じく県の信用保証協会を利用するといふやうなことが、活発に行なわれておりまして、能登方面の信用金庫あるいは加賀における信用金庫、金沢市における信用金庫というものが、だんだん取引が増大しておるやうに伺つております。そういう点におきまして、金融面では、国民金融公庫もいわゆる二百万円以下ですが、これを貸し出すという方法があるのだといふやうなことを、中央会といたしまして、絶えず郡部方面に宣伝をいたしておるわけでございまして、これの利用が、非常に以前よりは活発になったと思うわけでござい

ます。以上でございまして。○参考人(湯山要君) 協同組合の組織をいかにするかという豊田先生のお尋ねでございます。私の経験から参りますと、私たちの協同組合の中央会といふものは、国のほうで中小企業を結束せよといふことで、多大な予算を組んでいただきました、御指導を願つて

おるわけでございます。私たちはみずからも努力いたしておりますが、国のほうで大きな予算を組んで協同組合を作れというような御指導が願われることであれば、また、県、市もこれに多少の裏づけをいたしまして、組織の強化に協力いたしておりますが、しかしながら、施行の面におきましては、協同組合員もアウトサイダーも、何ら変わりがないのでございます。

この点におきまして一例をあげますならば、国に、保険公庫というものがございまして、保険公庫は、ただいま、現行では、一企業七百万円、一組合一千万円という保証をするようになっておりますが、一組合の場合は別といたしまして、一企業の場合は、組合員であらうとなかろうと、七百万円の保証ができるわけでございます。また地元市に返りまして、市が融資をいたします場合には、組合員であらうとなかろうと、きめられたワク内で融資ができるのでございます。しかし一方では、国の予算、県の予算、市の予算を使って、組織化の御指導を受けております。これを私どもは、もう協同組合法ができて、相当の年数がたっておりますので、もう認識は大体深めておりますので、組合員でなければこの恩典に浴さないというようなことをお考えになれば、組織の強化はできるのじゃないか、かように思うわけでありまして、またわれわれみずからがいよいよ組織の強化をやらなければならぬということになりますれば、たとえば新興製作所の出入り小企業者が三十名おれば、これを私たちが指導して結束していくというようなこともやらなければいけません、何分にも小

規模者というものは、みずからが働いてその日の生計を立て、重税に苦しんでおりますので、なかなか労働組合の皆さんや農民組合の皆さんのようにスクラム組んで東京まで来るような余裕は、一番私は社会の各層に置かれて

できぬのじゃないか。みずからもそう感じておりますので、やはり協同組合を組織化するためには、今の現行の中で使われておる保証協会の問題とか、そういうものを組合員優先と、先ほどから信用金庫または信用組合の金融のごときでも、組合員でなければ融資しないという原則論がございまして、それで、組合員でなければ市の恩恵にもこうむらない、県の恩恵にもこうむらない、また国の恩恵にもこうむらないということになれば組織化はつきりできるのじゃないかと、午前中にちよつと傍聴しておりましたら、外国の例も引かれまして大学の先生がお話しされておりましたが、組合をきちつと作れば、かえってアウトサイドにおることによって、その人だけが利点を得るということになると、なかなか組合に入らないのでございまして、あれたちが一生懸命に運動して、そしていいものができ上がったら、おれたちがひとつそのばちもちを食おうかというような考え方の人が中小企業の中にはたくさんおりますので、組合員には恩典があるというようなことをお考え願ったら、組織化は割合に早くいくんじゃないか。それから農民組合のように、また組織化の指導者には、任命してもらってわずかでもお手当を出してもらつて、それが何か名譽のように感じて、十二分にお世話をしていただけるというようになるん

じゃないかと、私はこう感じております。

それから下請代金の問題を先生からお聞きになったんでございますが、私こうしていただいたらいいと思うのでございまして。下請代金支払遅延等防止法の適用を下請企業者のみに限定せず、大企業と取引する一切の中小企業者に拡充をしていただいたら、私はこの問題が解決するんじゃないか、かように考えております。

○委員長(赤間文三君) ほかに参考人に対しまして御質疑はありますか。――ほかに御発言もなければ参考人に対する質疑はこの程度にとどめることにいたします。

参考人の方にお礼をかねてごあいさつを申し上げますが、本日は非常にお暑いところ、また非常にお忙しいところ遠方からお集まりを賜わりまして、しかも長時間にわたりまして意見の開陳、また質疑に対するお答え等いただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表しまして心から厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後五時二十四分散会

昭和三十八年七月四日印刷

昭和三十八年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局